

第 1 1 回久慈広域連合議会定例会会議録

議事日程第 1 号

令和 4 年10月25日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 認定第 1 号、認定第 2 号及び議案第 1 号、議案第 2 号並びに報告第 1 号
提案理由の説明・総括質疑
- 第 4 一般質問
- 第 5 認定第 1 号（質疑・討論・採決）
- 第 6 認定第 2 号（質疑・討論・採決）
- 第 7 議案第 1 号（質疑・討論・採決）
- 第 8 議案第 2 号（質疑・討論・採決）

会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 認定第 1 号 令和 3 年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算
認定第 2 号 令和 3 年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第 1 号 令和 4 年度久慈広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 2 号 令和 4 年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
報告第 1 号 令和 3 年度久慈広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 認定第 1 号 令和 3 年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 2 号 令和 3 年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 議案第 1 号 令和 4 年度久慈広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 2 号 令和 4 年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

出席議員（12名）

1 番 大 上 智君 2 番 森 田 幸 一君
3 番 小野寺 豊君 4 番 野 崎 泰 斗君
5 番 信 田 義 朋君 6 番 南 一 郎君

8 番 下 舘 岩 吉君 9 番 小 倉 利 之君
10 番 二 子 賢 一君 11 番 黒 沼 繁 樹君
13 番 佐々木 栄 幸君 14 番 城 内 仲 悦君

欠席議員（2 名）

7 番 金 沢 秀 男君 12 番 泉 川 博 明君

事務局職員出席者

書 記 藤田 新治 書 記 野中 昭伸
書 記 安堵城隼一 書 記 下上 幸紀
書 記 村田 有輝

説明のための出席者

広域連合長 遠藤 譲一君 副広域連合長 岡本 正善君
副広域連合長 小田 祐士君 副広域連合長 梶屋 伸夫君
監査委員 石渡 高雄君 監査委員事務局長 澤口 紀子君
事務局長 笹原 賢二君 消 防 長 大粒来輝行君
会計管理者 畠山 健治君 消防次長 久慈 一志君
消防次長 中屋敷 亨君 総務企画課長 板垣 俊隆君
介護保険課長 田高 慎君 衛生課長 中新井田理君
久慈消防署長 大沢 一志君 洋野消防署長 森岩 寿人君

~~~~~

## 午前10時00分 開会・開議

○議長（佐々木栄幸君） おはようございます。ただいまから第11回久慈広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

欠席の届出は、金沢秀男議員及び泉川博明議員からありました。

~~~~~

諸般の報告

○議長（佐々木栄幸君） 諸般の報告をいたします。

広域連合長から議案の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果報告 8 件が提出され、お手元に配付してあります。

次に、広域連合長就任の挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許します。

遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） おはようございます。

第11回久慈広域連合議会の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

本年3月28日に広域連合長の任期満了に伴う関係市町村長による選挙が行われ、3期目の広域連合長に選出されました遠藤譲一でございます。

久慈広域連合は介護保険制度の施行に関する事務、火葬場の管理運営、ごみ処理施設・し尿処理施設の管理運営及び消防に関する事務など、地域住民の生活に欠くことのできない業務を行っております。

関係市町村の財政状況が一段と厳しくなる中、当地域は人口減少や少子高齢化、将来起こり得る大規模災害への備えなど多くの課題を抱えておりますが、関係市町村のご協力の下、久慈広域連合が取り組むべき施策について、しっかりと遂行できるよう努めてまいります。

今後とも議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げまして、就任に当たっての私からのご挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（佐々木栄幸君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木栄幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、黒沼繁樹君、城内仲悦君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第3 提案理由の説明・総括質疑

○議長（佐々木栄幸君） 日程第3、認定第1号、認定第2号及び議案第1号、議案第2号並びに報告第1号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

畠山会計管理者。

○会計管理者（畠山健治君） それでは、私からは今定例会に提案いたしております認定2件の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、決算書1ページをお開き願います。

認定第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」であります。

2ページ、3ページをご覧ください。

まず、歳入につきまして、ページ下段の歳入合計欄で申し上げます。

令和3年度の予算現額は64億5,538万円で、収入済額は64億4,802万4,969円となっております。不納欠損額はゼロ円、収入未済額は50万5,195円となっております。

次に、歳出であります。4ページ、5ページをご覧ください。

ページ下段の歳出合計欄で申し上げます。

支出済額は63億4,745万3,456円、翌年度繰越額は631万4,000円、不用額は1億161万2,544円となっております。

したがいまして、4ページ欄外記載のとおり、歳入歳出差引き残額1億57万1,513円の剰余金を生じております。

48ページをご覧ください。

この剰余金から予算繰越しに伴う翌年度へ繰り越すべき財源631万4,000円を差し引いた実質収支額は9,425万8,000円であります。

次に、49ページをご覧ください。

認定第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」であります。

50ページ、51ページをご覧ください。

まず、歳入につきまして、ページ下段の歳入合計欄で申し上げます。

令和3年度の予算現額は72億2,149万9,000円で、収入済額は72億9,063万7,017円となっております。

不納欠損額は602万1,770円、収入未済額は1,190万5,140円となっております。

次に、歳出であります。52ページ、53ページをご覧ください。

ページ下段の歳出合計欄で申し上げます。

支出済額は71億1,906万2,433円で、不用額は1億243万6,567円となっております。

したがいまして、52ページ欄外記載のとおり、歳入

歳出差引き残額 1 億7,157万4,584円の剰余金を生じております。

以上が、令和 3 年度久慈広域連合一般会計及び介護保険特別会計の決算認定案件 2 件であります。

なお、詳細につきましては、附属書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び別冊の主要な施策の成果を説明する書類を提出しております。

以上で、決算認定案件の説明といたします。

よろしくご審議、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 笹原事務局長。

**○事務局長（笹原賢二君）** 私からは、今定例会に提案いたしております議案 2 件の提案理由及び報告 1 件について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号「令和 4 年度久慈広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」であります。今回の補正は 1 ページのとおり、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 2,991万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 39億2,861万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。令和 3 年度決算剰余金の計上並びに介護保険特別会計の補正に伴う繰出金の減額等を計上したものであります。

款及び項の補正額は、2 ページ、3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第 2 号「令和 4 年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。今回の補正は 1 ページのとおり、既定の予算額に歳入、歳出それぞれ 1 億2,849万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入、歳出それぞれ 72億6,538万1,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。令和 3 年度決算に伴う繰越金などの計上、並びに前年度給付費の確定に伴う国、県への返還金などの計上及び令和 4 年10月からの介護職員等ベースアップ支援加算に伴う介護給付費を計上したものであります。

款及び項の補正額は、2 ページ、3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりであります。

最後に、報告第 1 号「令和 3 年度久慈広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でありま

すが、補正予算において、繰越明許費として議決いただきました通信指令業務経費について、本計算書のとおり、事業費を令和 4 年度へ繰越したものであります。

以上で提案理由及び報告の説明といたします。よろしくご審議、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 次に、令和 3 年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算及び令和 3 年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員から審査意見の概要の説明を求めます。

石渡監査委員。

**○監査委員（石渡高雄君）** 令和 3 年度久慈広域連合一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の審査結果について、その概要をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております審査意見書によりご承知くださるよう、お願い申し上げます。

まず、審査に付された決算書及び附属書類でございますが、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数的に正確であり、各会計の決算収支額は出納閉鎖日である令和 4 年 5 月 31 日現在の現金出納日計表と一致していることを確認したところであります。

また、予算執行及びその結果は、法令並びに予算議決の趣旨に沿って適正に執行されているものと認められたところであります。

次に、決算収支の状況についてであります。一般会計では、歳入総額は 64億4,802万4,969円で、歳出総額は 63億4,745万3,456円でありまして、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 1 億 57万1,513円で、この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、9,425万7,513円の黒字となっております。

また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も、181万8,705円の黒字となっております。

次に、介護保険特別会計であります。歳入総額は 72億9,063万7,017円で、歳出総額は 71億1,906万2,433円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支、実質収支はともに、1 億7,157万4,584円の黒字となっております。

また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差

し引いた単年度収支も、3,559万2,098円の黒字となっております。

なお、介護保険事業の主軸財源であります保険料の収納状況につきましては、全体の収納率は98.54%で、前年度と比較して0.17ポイント上回っております。また、普通徴収分の収納率におきましても84.17%で、前年度と比較して1.76ポイント上回っております。

現在の社会経済情勢の中で、徴収努力は認められるところではありますが、介護保険事業の適正な運営のためにも、きめ細やかな対応による関係者の認識と理解を求め、財源の確保に努められるよう望むものであります。

また、長年の地域課題でありました久慈地区汚泥再生処理センターの整備につきましては、令和4年2月に完成となり、同年3月に運営が開始されたところでありますが、関係者のご尽力に敬意を表するとともに、今後は安全で安定的、かつ衛生的な処理を行うことはもとより、施設の適切な運営及び維持管理に努めるよう望むものであります。

久慈広域連合は、広域計画に基づき、効率的な組織運営、計画的な施設整備に取り組んでいるところでありますが、行財政を取り巻く環境は依然として厳しい情勢にあります。今後とも、構成市町村との連携を緊密にし、住民ニーズと社会情勢を見極めながら、より一層の効率的、効果的な運営により、広域圏の一体的な発展と圏域住民の福祉の増進に寄与されるよう望みまして、審査結果の概要説明といたします。

**○議長（佐々木栄幸君）** これより、提出議案等に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 先ほどですね、議案第2号について補正予算、これは広域連合介護保険特別会計補正予算の第1号ですが、先ほど説明の中でベースアップ分が計上されているというふうな説明があったわけですが、今、すぐ回答できなければいいですが、次の予算審議の際にお尋ねしますので、その内容等につぶさに答えられますように、ご準備をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 笹原事務局長。

**○事務局長（笹原賢二君）** 予算審議のときに説明できるように準備いたします。よろしくお願いします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

~~~~~

日程第4 一般質問

○議長（佐々木栄幸君） 日程第4、一般質問を行います。

順次質問を許します。

5番、信田義朋君。

すみません、暫時休憩を取りますので、よろしくお願いします。

午前10時21分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（佐々木栄幸君） 一般質問を再開します。

順次質問を許します。5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） それでは、通告に従い質問いたします。

1点目、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う管内資源循環の状況について。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は令和3年6月11日に公布され、本年4月1日から施行されている。同促進法では、地球規模の温暖化対策や海洋汚染等の推進を目的としているが、施行前と後では管内住民の意識、分別による排出量等に変化が生じているのか伺います。

また、変化の兆しが見られないとすれば、何らかの対策が必要と考えるが、連合長の所感を伺います。

次に、久慈地区汚泥再生処理センターの稼働状況等について。

新設汚泥再生処理センターの就業から7か月が経過しましたが、個人への堆肥譲渡の実績や運転状況を踏まえ、運用の見直しや改善、検討すべき点等ありましたら伺います。

また、停電時の非常用自家発電設備がないことを施設見学の際に説明されました。その後、運転不能時のマニュアルを作成し、運搬業者や事業者へ説明、周知しているのか伺います。

3点目、介護保険事業の保険料滞納者に対する対応について。

介護保険料の徴収方法は特別徴収と普通徴収に分類され、滞納者の多くは普通徴収適用者と認識しているが、次のことを伺います。

1、滞納者の所得段階別の人数と滞納額。

2 つ目、債権管理の体制と滞納理由別の人数と滞納額。

3 点目、滞納者数及び滞納額縮小に向けての取組方針について。

伺いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木栄幸君） 遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） 信田義朋議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う管内資源循環の現状についてお答えをいたします。

まず、同法施行前後の管内住民の意識や排出量等の変化であります。同法では、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別基準を策定し、適正な分別、排出方法について住民への周知に努めるものとされております。現在、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクル実施に向け、関係市町村と協議を進めているところであり、現時点では分別基準の策定及び住民への周知までには至っていないことから、排出量等に変化は生じていない状況であります。

同法制定の背景といたしましては、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルにより、ごみの減量化及び海洋プラスチック問題や地球温暖化問題等の環境保全に寄与するとともに、資源循環の促進が図られるものと認識していることから、早期に実施できるよう引き続き関係市町村と協議を進めてまいります。

次に、久慈地区汚泥再生処理センターの稼働状況等についてお答えをいたします。

まず、個人への堆肥譲渡の実績であります。本年7月から配布を開始し9月末までの実績は、久慈市で696袋、洋野町で833袋、野田村で70袋、普代村で40袋、合計で1,639袋であり、2万4,585キログラムを配布しております。

また、運転状況であります。供用開始から現在まで施設の故障等もなく安定処理している状況であり、引き続き適正な維持管理を行ってまいります。

次に、運転不能時のマニュアル作成と運搬業者や利用者への説明周知についてであります。マニュアルは作成しておらず、説明や周知は行っていないところであります。現在、施設が運転不能となった際は、利用者へ早期周知を図るため、関係市町村や収集運搬業者への連絡体制は構築しておりますが、さらなる円滑

な事務処理が図られるよう、マニュアルを策定してまいります。

最後に、介護保険事業の保険料滞納者に対する対応についてお答えをいたします。

まず、滞納者の所得段階別の人数と滞納額についてであります。令和4年9月末現在の過年度分保険料で申し上げますと、第1段階は、80人、240万6,220円。第2段階は、11人、35万1,440円。第3段階は、7人、24万6,080円。第4段階は、31人、203万1,100円。第5段階は、5人、33万6,760円。第6段階は、23人、192万3,220円。第7段階は、22人、223万1,700円。第8段階は、16人、141万3,280円。第9段階は、7人、81万7,580円、合計202人、1,175万7,380円となっております。

次に、債権管理の体制と滞納理由別の人数と滞納額についてであります。債権管理の体制は、介護保険課介護保険係において、資格管理、賦課、給付、収納及び徴収業務を担い、併せて債権の管理を行っております。

滞納理由別の人数と滞納額は、令和4年9月末現在の過年度分保険料で申し上げますと、生活保護受給は、14人、74万9,740円。居所不明は、1人、13万920円。転出は、1人、5,300円。死亡は、18人、45万5,520円。生活困窮は、136人、777万4,860円。その他は、32人、264万1,040円となっております。

次に、滞納者数及び滞納額縮小に向けての取組方針についてであります。これまでも、催告書の発送に加え、臨戸訪問や電話による納付催告を実施するなど、滞納整理を進めてきたところであります。被保険者間の負担の公平を図り、介護保険制度の安定的な運営を行うため、被保険者に対し、制度の趣旨を十分説明して納付に対する理解が得られるよう最大限努めるとともに、効果的かつ効率的な収納対策を講じるよう、令和3年度に預金調査により財産が確認された滞納者に対し、初めて滞納処分として預金の差押えを実施したことで、他の来庁納付者が出るなど、抑止力としても一定の成果を得ているものと捉えております。

今後も、これまでの取り組みを進めるとともに、情報共有など構成市町村と連携し、十分な収入、資産等があるにもかかわらず、保険料を納付しない者に対しては被保険者負担の公正・公平性を確保するため、滞納処分を推進することにより、滞納者数及び滞納額の

縮減に努めてまいります。

以上で、信田義朋議員に対する私からの答弁を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を許します。

5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） まず、債権管理、3番のほうになるんですかね、債権管理上の体制については従来からの1課による対応でやってきたということのようです。その中で、令和3年にはこれまでやってこなかった金融機関への調査依頼をし、その調査の結果、納められる人が実は納めてなかったと。納税意識の低さから納めていなかったというような方については今後抑止力が期待されるというようなお話でした。

そういう資産、資力があるにもかかわらず、対応してこなかったというのか、納付していない方についてはやはりきっちりと調査をし、個別に粘り強く対応していく。そういうことを求められると思います。これまで以上にそういう体制については確保していただき、効果実績が上がるようにお願いしたいと思います。質問というよりは、これは1点お願いでございます。

それから、今度は汚泥センターのほうの稼働状況なんですけど、7か月稼働して今のところ事故や不具合が発生していないということは大変喜ばしいなというふうに思っています。しかし、非常時というのはいついかなるときに発生するか分からないので、非常という言葉を使っていると思います。一日も早くマニュアルを作成し、運搬業者や利用者の方に非常時にはこういう対応をすればいいんだということを早期に周知していただくよう、マニュアルの作成を速やかに作成していただきたいんですが、これについてはいつ頃をめどに作成するということになるのか、お伺いします。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） マニュアルの作成ということでご質問いただきました。

まず、マニュアル、今、そちらの汚泥再生処理センターの管理運営をしている業者とも協議を進めているところでもありますので、いつまでという、その時期まではちょっと明確にはできてなかったんですが、早い時期には作成して収集業者等にも連絡をしたいと考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 作成中なので、まだ時期に

ついては明らかにできる段階ではないということは承知いたしました。つきましては、業者さんとの連携も当然必要となると思いますので、ぜひ早期に作成いただけるよう、重ねてお願いを申し上げます。

次に、プラスチックのごみなんですが、私たちの生活の中で資源循環に、リサイクルといいますか、利用できる資源はたくさんあり、日々の生活の中でどうしても発生してしまいます。その資源となるものが焼却に回ってしまうということであれば大変大きな損失、積み重なれば大きな損失になるというふうに考えますので、これも住民の排出する側の意識の改革につながるよう、関係市町村とも連携を強め、ぜひ成果が上がるよう期待して、私の質問を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を打ち切ります。

換気のため、休憩をいたします。再開は10時55分とします。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

消防防災体制の充実強化について。

現在の消防本部は5メートルの津波が予想される場所に建てられているとのことで、消防防災の拠点ともいべき消防本部の立地としては不安を感じておりましたが、連合長は施政方針演述の中で、内閣府公表の日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの津波浸水想定を踏まえて、津波浸水区域内の迅速な署所機能移転により消防本部の機能を継続するとともに、有事の際における消防力の機動的な運用に努めると明らかにいたしました。厳しい財政状況の中ではありますが、賛意を表するとともに、いつ発生するかもしれない巨大地震であります。できるだけ早い消防本部の移転または署所機能移転の対応が求められると考えますが、連合長の所見を伺います。

次に、非常電源の設置状況について。

近年の地球温暖化の影響から異常気象による予想をはるかに超える自然災害の発生時には広範囲で長期に及ぶ停電が発生することも珍しくありません。災害対

応の拠点となる消防本部はもとより、構成市町村の署所においても非常用電源の十分な能力確保は重要であります。このことから、次のことについて伺います。

各署所における非常用電源の稼働可能時間について。

2、各署所における非常電源の浸水対策について。

3、各署所における非常用電源によって確保されるべき署所機能について。

次に、汚泥再生処理センターの運用状況について。

新たに建設された汚泥再生処理センターの供用が開始されました。し尿収集状況、し尿処理状況や汚泥堆肥の配布及び販売の状況について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木栄幸君） 遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） 南一郎議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、消防防災体制の充実強化についてお答えをいたします。

当消防本部では、平成26年8月に久慈広域連合地震津波災害対応計画を策定し、対応してきたところであります。

本年9月に岩手県から公表された津波浸水想定では、津波到達予想時間が30分から40分程度であり、活動できる時間が限られることから、久慈市津波避難訓練に併せて署所機能移転訓練を実施し、その検証結果を踏まえて、久慈市長内町平沢地区にある久慈地区空中消防等補給基地にあらかじめ資機材を分散配備するとともに津波警報等が発表された場合には、効率的かつ迅速に消防車両の確保を優先した消防署機能の移転を行い、災害対応能力を維持したいと考えております。

また、情報収集の中核である通信指令室は、庁舎2階に配置しておりますが、新たな津波浸水想定では2階の床面までの浸水が想定されることから、必要に応じて3階に機能を移すことにより、情報収集及び活動の指揮命令拠点として機能し得るものと考えております。

今後におきましても、現在の久慈市防災センターを拠点として、災害対応していくとともに署所機能移転及び庁舎移転を含めた検討を行い、関係市町村と協議してまいりたいと考えております。

次に、非常用電源の設置状況についてお答えをいたします。

まず、各署所における非常用電源の稼働可能時間に

ついてであります。消防本部庁舎は最大275時間の運転稼働が可能であり、洋野消防署を含む各署所及び各無線基地局では、30時間以上の運転稼働時間を有する非常用発電機を設置しているところであります。

次に、各署所における非常用電源の浸水対策についてであります。各署所における非常用発電機は、屋上設置やかさ上げによる対策を実施しているところでありますが、新たな津波浸水想定が公表されたことから、浸水対策の見直しが必要であると捉えていることから、関係市町村と協議し検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、各署所における非常用電源によって確保される署所機能についてであります。非常用発電機及びポータブル発電機により指令設備や無線設備などの災害対応に必要な電源確保ができるものと捉えております。

最後に、汚泥再生処理センターの運用状況についてお答えをいたします。

まず、当施設の供用開始の3月から9月までの収集状況であります。し尿は、1万6,111キロリットルの収集で、去年同期実績と比較いたしまして、913キロリットル減少しており、浄化槽汚泥は、5,542キロリットルの収集で、去年同期実績と比較いたしまして、427キロリットル増加している状況であります。

また、処理状況であります。1日平均109.32キロリットルの処理を行っている状況であります。

次に、汚泥堆肥の配布状況につきましては、さきの信田議員にお答えいたしましたとおり、関係市町村の住民に対しまして1,639袋の配布を行っているところであります。

また、堆肥の販売につきましては、9月末までの実績で2万5,700キログラムを1万2,850円で運営維持管理委託業者である北三陸アクアサービス株式会社へ販売しております。

以上で、南一郎議員に対する私からの答弁を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を許します。

6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） ありがとうございます。先ほど、非常電源のところなんです。30時間というのはこの署所、本部ではなく署所ということでよろしいですか。1回まず確認したいんですが。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） ただいま非常電源の時間数についてご質問いただきましたので、ご説明いたします。

消防本部については275時間、そのとおりでございます。30時間は、これは洋野消防署の発電機の稼働時間です。燃料が30時間の分しか、まず今の3階のところには置いていないということで30時間となります。そのほかの署所については48時間の稼働が可能となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 了解しました。

72時間を確保するというふうな消防庁の方針なのかな、その辺についてとの整合性はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） 72時間ということですが、洋野消防署、それから各署所については軽油の燃料を使っております。その軽油のタンク自体は30時間あるいは48時間の容量しかないんですが、そのほかに携行缶等ですね、常備しておりますので、72時間、3日間の運用については可能と考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 先ほどの答弁の中で、3階、2階まで到達するということの想定です。その際の非常電源が浸水対策はどのようにになっているのかということですが、

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） この発電機の浸水対策についてでございますが、普代分署及び野田分署にしましては、今回の想定で初めて、2年前の内閣府の想定が出るまでは、浸水地域ではありませんでしたので、今のグラウンド上、あるいは普代分署については2階の上に発電機がありますが、浸水想定はされておりました。今回の岩手県の想定、明確になりましたけれども、それによって浸水区域になりましたので、連合長からの答弁のようにですね、各市町村との協議の上でですね、今後対策を検討してまいりたいと考えておりますし、あともう一つ消防本部につきましては、3階の屋上に大きな発電機がありますが、その1つだ

けではちょっと容量が足りないということで、通信指令の消防無線用にですね、2メートル50センチの高さで屋外に発電機を設置しておったんですが、これについても今回の想定で5メートル以上という想定がありますので、これについてもまた対策が必要ということになりました。ですので、これについても各市町村と協議の上で、かさ上げ等、あるいは別な位置の設置ですね、そういったものを検討しなければならないと捉えております。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 分かりました。消防本部、署所のことについては分かりましたが、そのうち平沢とこの想定についてはどのような場合に平沢又は平沢に避難したときの非常電源、署所機能の維持、消防力の維持はどれぐらいを想定しておりますか。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） 平沢への署所機能の移転の規模ということですが、ご承知のように発災から30分で津波が到達するというような想定となっておりますので、夜間につきましてはですね、当直員が各1人ずつですね、車両に乗り込んで車両を平沢まで移動すると、当直員の数は10名から13名ぐらい程度しかおりませんので、1人ずつ乗っても車に関しては10台前後が限界という状況でございます。ただし、第一出場として捉えている救急車3台、それから水槽車とかポンプ車数台についてはですね、第一出場の車両については移動が可能です。そのほかの機能についてはですね、拠点機能形成車という TENT とかあるいは発電機とかそういった300人寝泊まりができる車両が1台総務省から無償貸与されている車両がありますので、その車両を用いてですね、ある程度の機能維持は可能かなというふうに捉えております。加えてですね、通信指令施設についてもですね、背負い式の20ワットの通信機器をですね、平沢のほうに移動するという計画になっております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） その際の機能移転時間、例えばどれぐらいの時間を想定するかと、まず1つです。そこをまず。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） ここ数年ですね、久慈市の地震・津波避難訓練の際にですね、消防署の機能移転訓練もですね、毎年行っております。到達まで30分ということですので、どうしても発災から避難開始までは5分程度の数分の時間がかかります。それから、平沢に向かうまでの路程がですね、おおむね9分から10分ぐらいで到達すると。何とか2往復をと考えていたんですが、それはできなくて、どうしても1回避難してですね、それで終わりということでございます。ですので、おおむね20分前後ですね、退避は完了というふうに捉えております。

すみません、先ほどの答弁ですが、拠点機能形成車の収容可能人数300人と申し上げましたが、100名ということで訂正させていただきます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 時間というのは平沢に避難して消防力維持できる時間、例えば72時間なのか、3日間なのか、どれぐらいの。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） 食糧の数とかですね、そういったものを明確にまだ何日分というふうには確保はされておりませんが、発電機の燃料等につきましてはですね、72時間が可能です。今後ですね、そちらでの、平沢での待機中ですね、食糧確保とかそういった部分も含めましてですね、3日間以上は対応できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） まず5メートルの想定される津波を考えますと、車両はほぼほぼ避難しなきゃならないと、全てですね。市内にある恐らく全ての消防車両は避難しなければならないと考えますが、そういうときには消防団においても署所においてもですね、同じような状況になろうかと思っておりますので、その辺も留意をお願いしたいと思います。

それから、住民の安心安全確保と同時にですね、消防職員の安全も確保、消防関係者ですね、この確保がやっぱり重要なことになろうと思しますので、やっぱり日頃からの備えというんですか、今の答弁で大方ですね、対応状況は把握させていただきました。

最後に1つですが、消防団の動きとしては、今の非

常事態の場合のですね、動きとしては概略でよろしいですが、どのような計画になっているのか伺います。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） 各消防団につきまして、各市町村で対策を講じていると思いますが、有事の際、消防団は既に出場しているものと考えております。それで、明確なルール、消防団と消防署、消防本部との共通のルールをつくっておきまして、津波が到達する15分前には全ての災害対応をやめて、高台に避難するということですね、一定のルール、決めております。出場中の職員につきましても、必ず高台に避難してですね、消防車両とか消防団員の命を守れるものと考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 了解です。いずれ住民もですね、住民、それから防災関係者含めて安心安全を確保というのが消防防災関係者の任務だと思いますので、日頃からの備えについてはよろしくお願い申し上げます、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を打ち切ります。

順次質問を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 第11回久慈広域連合定例会に当たり、一般質問を行います。

通告の順に従い、連合長に質問を行うものであります。

質問の第1は、プロパー職員の人事問題についてであります。

消防長の人事においては、既に現場からの昇格が実現し、消防業務に精通した方々が配置され、消防業務が安定的に行われているものと理解しております。

そこで、課長人事についても、いつまでも久慈市からの派遣人事ということを卒業して、できることから、プロパー職員からの昇格に切り替えていくことが必要であるものとするものであります。既にその時期が到来しているのではないのでしょうか。連合長のご所見をお聞かせください。

次に、プロパー職員のスキルアップ、あるいはキャリアアップのための研修が、どのような計画の下に実施されているのかお尋ねします。

第2の質問は、介護保険の見直しについてであります。

9月26日に、社会保障審議会介護保険部会が開催されました。この部会では、財界大企業側の委員が、「より踏み込んだ見直しを確実に。」との発言があったことが報道されています。

厚労省が示した7項目の介護改悪の検討課題は、1つ目が、介護サービスの利用料2割、3割負担の対象拡大。財界や財務省は、所得額を問わない原則2割化も主張しているわけであります。

2つ目は、要介護1・2の介護保険給付外し。部会では、要介護1・2には認知症の人が多い、認知症ケアは早期の関わりが重要で重大な機能低下を起こす、単価の低下で処遇改善、人材確保が難しくなるなどの批判が出たと言われています。

3つ目は、ケアプランの有料化です。

そして4つ目は、老健施設などの相部屋の室料有料化。

5つ目は、介護保険料の支払い年齢引下げ。介護保険料の納付開始は現行40歳です。これをさらに引下げを狙っているわけであります。

6つ目は、福祉用具貸与制度の販売への転換。

そして7つ目は、補足給付の在り方。

以上が、7つの見直しの課題であります。連合長のご所見を求めるものであります。

この社会保障審議会介護保険部会に利用者代表として参加している認知症のひとと家族の会の委員は、「なぜ必要なサービスを提供する議論ではなく、サービスを減らす議論をしなければならないのか。利用を抑制する見直し論が論点になることに大きな疑問がある。」と批判したことも報道されています。

この会では、「介護保険負担が2倍で使えない。原則自己負担2割化、ケアプラン作成の有料化、要介護1と2の保険外しなど負担増に反対します。」のオンライン署名を始めています。このオンライン署名はツイッターで拡大され、1か月間で約4万5,000人に広がっているとの報道もされております。

この会の皆さんは、「コロナ禍に利用抑制は愚かではありませんか、安心の介護を求める声を挙げるべきではありませんか。」と訴えています。私も同感、同じ思いであります。連合長の所見を伺いたいのであります。

質問の第3は、最大クラスの津波による被害想定についてであります。

岩手県は、この9月にマグニチュード9クラスの地震による津波浸水想定を公表しました。そこで、次の3点についてお尋ねします。

1点目は、久慈市防災センターの浸水想定は、何メートルになるのか。

2点目は、久慈駅までの津波到達時間は30分から40分と想定されていますが、久慈市防災センターまでの到達は何分と想定されているのか。

3点目は、久慈市防災センターの高台への移転は必要であるものと認識していますが、内部での検討が開始されているのか。

以上、3点について、お尋ねします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） 城内仲悦議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、プロパー職員の人事についてお答えをいたします。

まず、プロパー職員の昇格についてであります。管理職の人事につきましては、当該職務に必要な知識、経験及び勤務成績の評価等に基づき、適正に行ってまいりたいと考えております。

次に、プロパー職員のスキルアップのための研修についてであります。当広域連合が担う事務事業を確実にこなす人材と地域の課題を解決する政策を企画して実現する力を持った人材の育成を目的として、毎年度策定している職員研修計画に基づき、階級、経験年数等に応じて、久慈市や岩手県市町村職員研修協議会等で実施される職員研修へ職員を派遣しているところであります。

次に、介護保険制度の見直しについてお答えをいたします。

まず、厚生労働省が示した、7項目の課題についてであります。令和4年9月26日に開催された社会保障審議会介護保険部会での資料において、被保険者の範囲、補足給付に関する給付の在り方、多床室の室料負担、ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する在り方、現役並み所得一定以上所得の判断基準、及び福祉用具貸与の在り方の見直しの7項目を確認しているところであります。

す。今後、同部会において、7項目を含めた制度改正の議論が行われ、全国課長会議において、令和5年3月に第9期介護保険事業計画に関する基本的な考え方が、同年7月に基本指針案が提示されるスケジュールとなっております。

こうした状況の中で、制度の持続可能性を高めるよう、各項目について議論が継続されていることから、今後、国の動向を注視してまいります。

次に、認知症の人と家族の会の、安心の介護を求める声を上げるべきとの訴えについてであります。当介護保険事業計画においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を維持できるよう基本理念で定めており、介護給付を必要とする受給者が真に必要なとする過不足のない適切なサービスを受けられるよう取り組むことが、当連合が担う役割と認識しておりますことから、サービスを利用する方の負担能力に配慮した利用者負担とするよう慎重な検討を行うよう、県市長会、県町村会等を通じて国に要望してまいります。

最後に、最大クラスの津波による被害想定についてお答えをいたします。

まず、久慈市防災センターの浸水想定であります。本年9月に岩手県から発表のありました、岩手県地震・津波被害想定調査報告書によると、久慈市防災センターにおいては、5.41メートルの津波が想定されていると認識をいたしております。

次に、久慈市防災センターまでの津波到達予想時間についてであります。津波到達予想時間は、久慈市防災センターにおいても30分から40分程度と認識をいたしております。

次に、久慈市防災センターの高台への移転についてであります。久慈市において、市役所本庁舎及び久慈市防災センターの在り方について、本年7月に市役所本庁舎等のあり方検討ワーキングチームを設置し、検討会を行っているところであり、当消防本部といたしましても、検討会の動向を注視するとともに、高台移転を含めた今後の在り方について、内部検討の上、関係市町村と情報を共有し、協議してまいりたいと考えております。

以上で、城内仲悦議員に対する私からの答弁を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 答弁いただきました。

そこですね、職員のスキルアップあるいはキャリアアップの問題ですが、久慈市なり岩手県で実施しているところに派遣をしているんだということですが、実際プロパー職員の派遣の実態は、例えば令和3年度で何人行っているのか。令和4年度の計画はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 研修の実績でございますけども、久慈市主催の研修であれば令和3年度の実績は新採用職員の研修とか中級研修とかいろいろありますが、合計で36人、令和4年度も大体同程度を予定しているところであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 36人っていうのは、プロパー職員も含めて広域連合にいらっしゃる職員がほとんど対象だということで捉えていいですか。36人というのは。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 久慈市の職員と同様に全ての職員研修受けさせようと思っておりますので、これプロパー職員全部入っての数になります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 必要なことであります。

先ほど私、申し上げましたが、消防長についてはですね、歴代ずっと久慈市からの派遣職員で行ってきたわけですけども、その間やっぱり私、現在、今の消防長と前の消防長が現場から上がったということで、私たちも議論してきた中でやっと実現してきたんですよね。そういった意味で本当に課長級についてもですね、そういった意味では先ほど答弁あったように適材適所、あるいはその能力を備えと、備えさせるということをしながらすね、やっぱり現場からも上げていくというやっぱりことが、現場の職員の励みにもなるしね、そういった目標も持てるし、頑張る力になると思うんですが、その点考えていく時期に来ているのかなという思いがあって今回質問をしたんですけど、そういう点で、課長級、今は係長級もそうですけども、係長級でも市町村の派遣もあります。職員録を見るとそういった意味では一気に課長じゃなくて係長級の職員の昇

格も含めて併せて考えていく時期じゃないかなという思いを持って質問したんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 課長人事につきましてもこれまでもプロパー職員が課長になったことがありますので、必ず久慈市からの派遣ということでございませし、係長の昇格を含めましても必要な研修受けさせておりますので、連合長から答弁したとおり階級、経験年数とか必要な知識経験、それら踏まえて総合的に判断してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） よろしくお願ひしたいとします。

次に、介護保険の7項目の見直しの点でございます。連合長からは基本的な理念があるんだから、それに沿うような形で慎重に進めてほしいという今答弁がございました。そのとおりだと思うんですが、なかなかですね、先ほども言ったように見直しというとやっぱり今より後退するのが、今までの流れでございますから、そういった意味ではこの会の人たちね、認知症の人と家族の会の人たちが頑張って署名運動始めているんですけども、国が進めようとしている方向に歯止めをかけるんだというような思いで運動しているようなんです。例えばさっき申し上げました7つの項目の中で、有料化の問題ですね、調査の。あの調査が、例えばケアプランの有料化の問題であります。これ非常にですね、現場では危惧してます。これは先日20日に「ハッシュタグいのちまもる」という集会が東京でありまして、これは日比谷の野外音楽堂で行われたようでありますけれども、この中でね、ケアサポートセンター千住所長、ケアマネジャーの石田さんという方がこういうふうに言っているんですよ。ケアプランの有料化になりますと、経済的理由で利用を控えたり、相談に行き着くことができなくなったりしますと。この点を強調しているんですね。ケアプランっていうのは、これがないと入れないと。しかも保険料払っているんだけど、これを有料化にするとですね。そこにも入り口も届かないということが出てくるんだということを危惧しています。そういった意味では本当にですね、私はあってはならないと思うんですが、少なくともケアプランについての改善、エッセンシャルワーカーとい

いますか、こういった方々の賃金の引上げとかそういった点での改善はですね、国の予算からきちんと出して、国が出してですね、改善すべきだというふうに考えるわけですが、このケアプラン作成の料金をですね、利用者に負担をかけるということは本当に介護保険法の理念に反するというふうに思うんですが、この点についてはどのような見解お持ちでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 城内議員からいただいた質問ですけれども、今回この見直しがされるに当たりまして、財政制度等審議会から介護保険制度が創設から20年たちまして、創設当時に比較しまして、毎年ですね、介護費用の方は増大していると、今後ともまたこちらのほうが増大が見込まれるということ言われております。それで介護保険制度の持続可能性を確保するためにということで、そういった提言のほう受けまして、介護保険部会に出されて今検討されているということでございます。

今、お話のありましたケアプランの作成手数料ですね、そちらについても負担を求めるとということで、現在ですね、ケアプランの作成の単価なんですけれども、要介護の3から5であれば基本単価として1万3,980円プラスに加算分、あと要介護1・2であれば基本単価が1万760円と加算分ということで、平均すると1件当たり1月の単価になりますけれども、1万5,362円程度となっております。こちらのほうに関して、これが毎月かかってくる形になって、さらにまたその部分、給付のほうにはね返ってくると。そういった部分も含めまして、実際の介護の給付費全体が増大していることからそこも併せて見直しを図っていくようにということで現在国においてこれから慎重に検討されることとなっておりますので、そちらについても国の動向等々ですね、注視しながら対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 今、財政制度審議会からそういうような話が出ているということであります。で、このね、現状さっき言ったように、現状はね、財務省なんです。財務省がいかに介護保険の財政を削るかっていうので躍起になっている。そうした方向に厚労省も連携した形で動いているところに私は危惧を感じるわけですよ。ぜひそのところはですね、今、

国は福祉を削って医療費を削って、軍事費をですね、2倍にしようとしていると。2%にしようとして5兆円、6兆円、7兆円、8兆円というお金を生み出そうとしているわけです。どっからお金持ってくるんですか。結局福祉、医療を削って、そちらにももちろん予算を回していく。そんなことが考えられているわけですので、その点は非常に注視していく必要があると思います。

そこでですね、要介護認定を受けている全体の数は682万人いるそうです。そのうち100万人がね、介護サービスを利用できていないというんですよ。ね。680万のうち100万人が受けてないんですよ。久慈管内におけるね、要介護認定の数は何人でしょうか。その中で何人の方が介護サービス利用できていないのか、実態を承知であれば教えていただきたいと。お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 管内における要介護認定者の人数ということでの質問でございました。

管内におきまして、連合全体では4,223名が介護認定のほう受けている形となっております。

すみません、具体のそのうち受けている人数に関しましては、資料のほう取り寄せてご答弁申し上げます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 資料、後で頂きますが、全国的には682万人の方が要介護認定を受けていると。しかしそのうち100万人の方が介護保険適用されていないんですよ。利用できていないんです。これいろんな理由があると思いますよ。介護保険料払わないとか、医療費を払わないとか様々あるわけです。しかし、100万人もの方がね、受けていないというのは極めて私は重要な実態だというふうに思います。

そこで、今保険料は40歳からの方々が払っております。もう自動的に徴収されております。これ、もう社会保険であれば一緒に社会保険と一緒にですね、天引きされております。これをですね、35歳まで引き下げるといいます。その上で自分が介護保険の適用を受ける年齢になったときに、受けられないということになったらどうしますか。若いときからですね、介護保険料払ってきた。しかし、自分が介護保険を受けれる年齢に達した、ところが世の中では外されている。今、要介護1・2まで外すと言っているんです。そうなり

ますとですね、認定を受けても介護保険を受けられないということが生まれてくるんですよ。今、既に軽いのはもう全部市町村に来てますよね。安上がりの介護のほうに。要介護1も2もそれを含めようとしているんです。そうすると、入り口が狭くなってですね、保険料何十年も払ってきたけども、あなたは介護1ですよ、2ですよと言われたとき、入り込めないんです。こんなこと私は許してはならないと思うんですが、再度そこら辺はまさに介護保険法の精神に反するやり方だというふうに思うんですが、基本的にはやっぱり介護度を認定して、その認定制度もおかしいけど認定してですね、やって認定、最初そこに入り切れないというのを私はあつてはならないと思う、ぜひとも注目しながら、これ以上下げなと。40歳でもう十分なんだというよな。必要な金はね、国の負担が少ないんですよ。初めから。介護保険に対する費用の負担が。25じゃない。50か50以上にさせていただいて、安定的に介護保険がですね、運営して国がやっぱりきちんと財政を支援していくことが大事だと思うんですが、この点ですね、さらなる保険給付、介護保険の低年齢化というのは避けるような声を上げていただきたいですが、いかがですか。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 国の負担も含めてのご質問でございました。当広域連合におきましてもあくまで負担が増えるということは望んでいないところでございます。それで、東北市長会等におきましても、サービスを利用する方々の負担能力に配慮した利用負担をすることを慎重に検討することと、あと国です、ね、負担の負担割合の引上げについても要望しているところでございます。これからもそちらのですね、利用者の方々の負担が大きくならないようにということで、その部分に関しても今後とも要望はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） ぜひですね、大きな声を上げていただきたい。連携して市長会でも、あるいはいろんな会があるわけですから、届けていくのは大事だと思います。

声が上がることによってね、大臣も辞職しました。遅かったけどもね。

そこで、3つ目の最大クラスの被害想定ですが、30分、先ほどの答弁では30分から40分ってありました。久慈駅で30分から40分想定でしたけど、もっと近いじゃないですか、ここね。そういった意味ではもう少し早いのかなっていうのが1つ感じました。

5.41メートルっていうのが出ております。私は消防庁舎に、防災センターに5.41はここですよっていうようなラインをですね、引くと。目でね、5.4メートルってどのぐらいなのか分かんないですよ。それはやっぱりきちんと消防庁舎で5.41はここですよっていうラインをですね、赤線でも引いて、ここまで来ますよって、やっぱりことを市民に知らせるということがですね、私は必要だと思うんです。そうでないとね、5.41メートル、自分の、私でいえば1メートル70ちょっとしかないから、私の3倍ということになるんですけど、やっぱり具体的にこのぐらいですよというのは庁舎に示したほうが私は住民に対する、津波に対するやっぱり緊張感といいますか、必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） ただいま庁舎のほうに5.41メートルの表示をするというようなご提案をいただきましたが、壁面の状態とかですね、様々な状況あるかと思ひますし、庁舎自体は久慈市防災センターということで久慈市の庁舎でございますので、久慈市と協議の上ですね、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 私は電柱とか東京電力の電柱でもいいわけですけど、ただ協議してですね、いろんなところを工夫してね、やっぱり示していくの大事だと思うんで、そこところは緊張感が生まれませんのでそこはひとつお願いしたいと思います。

あと、防災センターの高台移転の問題、これからという、久慈市においても庁舎移転が必要です。併せて防災センターは久慈市の施設ですから、その点久慈市の計画が必要ですし、同時に広域連合ともね、連携してやっていく必要があるという問題だと思うんです。そういった点ではですね、先ほど平沢っていう話がありました。平沢にはヘリポートもありますし、そういった意味で本当に適切な移転場所といいますか、今、防災センターのですね、次の拠点となる場所にはぜひ

平沢がいろんな意味でいいなというふう思うわけですよ。交通機関も高台を走ってますから、そういった点ではですね、いつ頃までにそういった報告が出るのかですね、移転計画含めてその展望、どのぐらいの地域で考えているのか、もちろん久慈市の庁舎との関わりもあるでしょうけども、お考え、あるいは消防の広域連合として連携しながらどのようなやっぱり場を立ち上げてですね、検討していくのかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） 消防本部の庁舎移転についてのご質問でした。

先ほどの連合長からの答弁のとおり、消防庁舎、消防防災センターの中にですね、消防本部の場所をお借りして今現在使用料払ってですね、消防本部設置しております。それでワーキンググループで防災センターの移転とかのですね、現在検討しております、その次の段階の部会とかですね、そういう点につきましては私どもも重要な施設でございますので、ぜひその会議のほうにも参加させていただきまして、検討にですね、加えさせていただきたいと考えておりまして、要望していくところでございます。

また、先ほど平沢移転ということで消防本部の考えはまとまっているのかというようなお話もあったと思うんですが、確かに平沢はヘリコプターの離着発場もございましていいと思いますけども、先ほど訓練のときにお話ししたとおり、9分から10分という時間がかかってしまうということもあります。それで、確かに高台もいいんですが、この先ですね、現在救急搬送、本当に過去最大の2,500件に近いような状況に増えております。消防本部、消防力の整備指針の中には、市街地に1個消防署というような基準もございまして、なるべく市街地に近いほうがですね、救急業務等にとってはですね、本当に有利な部分がございまして、久慈消防署、県内の平均よりも10分くらい通報から病院到着までの時間が早い、いい状態になっております。それも含めてですね、高台も当然のことながら津波対策は必要です。様々な場所、アクセス道路、様々な救急の件、様々な検討をしてですね、消防本部としてもですね、意見を出していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 拙速に結論を出すというんじゃないくて、やっぱり時間あるかどうかは分かりません、その浸水災害はでもそこところはやっぱり今言った連携をしっかりと取ってですね、お互いにやっぱり知恵を出し合って、例えば分散でもいいだろうし、救急なんかはこっちに持ってくるなど、様々あるかと思いますが、そういった意味では私どもも私は久慈市議会議員ですから、久慈市のそういった考え方も含めてですね、お聞きしながらそういう連携をぜひ密にしていってですね、やっていただきたいというふうに思うわけです。

そこでもう一つ、こないだも津波訓練がありました。日中、朝7時からの。私、やっぱり消防独自の、防災センター独自のですね、訓練ですね、例えば夜中にやるとかですね、地震は朝来るとは限らないですよ。夜中に来るかもしれない。さっき泊りが12名か13名って言ってましたね。そのうち出てくる可能性あるんですよ。そういった際の訓練もですね、私はやっぱり知らせないでね、やるというやり方といいますかね、どっかの自治体では朝とか夜中とかそういった時間帯を私たちが寝込みを襲うような時間でもですね、やって訓練もしてますから、そういった意味では消防の場合はですね、そういった訓練もですね、日常の中で取り入れていくということが大事だと思いますが、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） 今、抜き打ちといいますか、そのような訓練も必要というご提案をいただきましたが、この津波避難訓練の際にもですね、日中を想定した訓練、あるいは今年は夜間を想定した訓練にしようとかですね、そういった時間を別の想定に基づいてですね、しておりますので、その辺については対応できているかなというふうに思っております。ただしブラインドといいますか、抜き打ちの訓練ですね、そういったことについても今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） いろいろと質問させていただきましたが、以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（佐々木栄幸君） この際、答弁を保留して

おりましたので、答弁を求めます。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 先ほど城内議員のご質問に対して保留していた答弁のほう、お答えさせていただきます。

要介護認定者に対しまして利用していない利用者、その人数でございます。543名となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 答弁いただきましたので、4,223人が要介護認定を受けていると。その中で543人が現在使うことができていないという状況があります。その実態についてはですね、今後また聞きますので、もし543人がどのような状況の中で受けてないのか、ぜひ調査をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 笹原事務局長。

○事務局長（笹原賢二君） 今後ですね、実態についてはですね、調査していきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を打ち切ります。

この際、昼食のため休憩いたします。再開は、1時15分といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時15分 再開

~~~~~

## 日程第5 認定第1号

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、認定第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。審議は、歳入・歳出別に説明を受け、款ごとに質疑を行い、この質疑終了後に財産に関する調書についての説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

よってそのように決定しました。

なお、認定第2号に係る審議についても、同様の審議方法といたしますので、ご了承願います。

議員各位にお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示し、簡潔にお願いいたします。

それでは、認定第1号の審議に入ります。

歳入、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 認定第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。

科目ごとに、収入済額でご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金であります。1目総務負担金は、6,771万7,000円、2目介護保険負担金は、10億5,035万1,000円、3目火葬負担金は、3,670万円、4目塵芥処理負担金は、5億7,631万9,000円、5目し尿処理負担金は、24億5,201万3,000円。

10ページ、11ページをご覧ください。

6目消防負担金は、12億8,730万7,000円となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料であります。1目保健衛生使用料は、891万3,479円で、内訳は火葬場使用料888万2,000円、自動販売機設置使用料3万1,479円となっております。

2目その他財産使用料は、電柱等敷地使用料で、7万3,740円となっております。

2項手数料であります。1目清掃手数料は、2億1,091万6,737円で、主な内訳はごみ取扱手数料2,185万6,254円、し尿取扱手数料1億8,503万8,015円。

12ページ、13ページをご覧ください。

浄化槽汚泥処理手数料384万5,768円となっております。

2目消防手数料は、88万7,600円で、内訳は危険物製造所等設置許可手数料18万9,000円、ほか5件であります。

3目その他手数料は、1万2,800円で、内訳は火葬証明手数料2,240円、り災証明手数料1万560円となっております。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金であります。1目民生費負担金は、低所得者保険料軽減負担金

で、5,556万540円となっております。

2目消防費負担金は、収入はございません。

2項国庫補助金であります。1目衛生費補助金は、4億7,369万7,000円で、内訳は廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金19万8,000円、循環型社会形成推進交付金4億7,349万9,000円となっております。

14ページ、15ページをご覧ください。

次に、4款県支出金、1項県負担金であります。1目民生費負担金は、低所得者保険料軽減負担金で、2,778万270円となっております。

2目消防費負担金は、感染症患者移送県負担金で、8万1,552円となっております。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入であります。1目財産貸付収入は、旧伝染病隔離病舎貸付収入で、585万234円となっております。

2項財産売払収入であります。1目物品売払収入は、アルミ缶、紙類などの資源物売払収入で、4,163万9,912円となっております。

次に、6款1項1目繰越金であります。前年度繰越金1億3,628万6,268円となっております。

次に、7款諸収入1項1目広域連合預金利子であります。歳計現金に係る預金利子1万2,267円となっております。

2項1目雑入は、1,590万5,570円で、内訳は警察消防直通電話料4万5,672円、私用電話料130円、ほか16件、1,585万9,768円あります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

歳入、1款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2款使用料及び手数料、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 11ページの1-1使用料のですね、自動販売機設置使用料の3万1,479円というのは、これは設置した電気代なのかですね、中身についてはこれはどっか業者が置いて中身を管理するということになっているのか、この販売機の使用料の中身についてお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** こちらの使用料のですね、自動販売機設置使用料、こちらについては指定管



理者が設置をしております、この金額3万1,479円は設置費のみであります。電気料につきましては雑入で2万481円、そちらのほうで入金っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4 款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5 款財産収入、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 財産収入の2項のほうのですね、物品売払収入、ちょっとお聞かせください。

頂いた意見書等見ればですね、資料を見れば、これは主要な施策の成果を説明する書類の11ページなんです。アルミ缶が2,148万4,000円何がし、それから一番大きいんですが、そちらのじせいぶつっていうふうに読むと思うんですが、これが令和2年度は622万5,000円なんです、令和3年度は倍以上の1,348万5,000円計上されているんですよね。この磁性物っていうのは、辞典で調べたら磁性体っていうのは磁場が何かにつくと磁化する物質のことをいうんですが、磁性物って出てこないんですよ、意味がね。この磁性物の内容についてお聞かせいただきたいし、何で倍にもなったのかっていうのをお聞かせください。

それから、アルミ缶についてもね、令和2年度は1,200万ですが約倍の2,100万に増えているんですが、お聞かせいただきたいと。

これは次の諸収入のほうに入るんですけど、この11ページの中では資源物売払収入の推移というこの中にペットボトルが468万計上されているんですよね。ところがこの予算上はペットボトル等有償入札抛出品という形で、これはね、雑入のほうで処理されているんですよね。これは何でこんな振り分けになっているのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まずこちらの磁性物ということで、こちらの売払いについては、鉄くずの売払いになっております。まず令和2年度と令和3年度比べまして、アルミとか磁性物については倍近くの

単価が上がっている、売払いの単価が上がっているということで、収入のほうが増えております。一方、紙類については単価のほう下がっている、その分は下がっておりますけれども、全体で見ますとやはり倍近くの収入になっているということになります。

あとはこのペットボトルの件でございますけれども、こちらについては連合のほうで売払いをしているものではなくてですね、こちらのペットボトルについては公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、こちらのほうに再資源のほうを委託をしております。そちらのほうでペットボトル再商品化事業者が受託料をその協会に払って再資源化を実施した場合にその費用を引渡数量と入札単価に基づいて個々の市町村に抛出をする制度となっております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 磁性物についても一回説明をしてほしいのと、単価が上がっているといいますが、アルミとその磁性物の単価が2年度と3年度の違いについてお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まず磁性物は粗大ごみ処理場で鉄として来た部分ですけど、それを破碎をかけてやったものと、あとピックアップをした鉄の部分を売払いをしたということで、その部分になります。あと、単価でございますけれども、アルミ缶につきましては、令和2年度平均でトン11万7,300円だったものが20万6,175円、スチール缶につきましては、トン2万8,776円が4万8,245円、あと磁性物、鉄くずですけども、トン1万7,745円が4万1,580円、あとアルミくずでありますけれども、トン5万875円が10万375円、あと破碎アルミですけども、トン3万6,500円が8万1,125円となっております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

6 款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

7 款諸収入、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 15ページの下のほうに職員研修事業助成金1万2,000円ってあるんですが、これはどういうことに入ってきているのかお聞かせくださ

い。

**○議長（佐々木栄幸君）** 板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 職員研修事業助成金でありますけども、岩手県市町村振興協会で研修を受けた分で振興協会からその分の助成をいただいているものです。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 20ページ、21ページをご覧ください。

科目ごとに、支出済額でご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費であります、66万6,977円で、主な内訳は議員報酬45万8,999円となっております。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費であります、1 目一般管理費は、7,123万1,583円で、主な内訳は職員給与費5,109万5,212円、総務管理経費567万7,240円。

22ページ、23ページをご覧ください。

企画財務管理経費977万5,927円となっております。

24ページ、25ページをご覧ください。

2 項選挙費、1 目選挙管理委員会費であります、支出はございません。

3 項 1 目監査委員費は、24万3,750円となっております。

次に、3 款民生費、1 項 1 目介護保険費は、11億3,122万6,782円で、内訳は職員給与費4,419万5,572円、介護保険特別会計介護総務費繰出金8,506万8,000円、介護保険特別会計介護給付費繰出金 8 億9,256万5,000円。

26ページ、27ページをご覧ください。

介護保険特別会計低所得者保険料軽減繰出金 1 億939万8,210円となっております。

次に、4 款衛生費、1 項衛生総務費であります、1 目衛生総務管理費は、3,488万5,072円で、主な内訳は職員給与費3,024万6,217円、衛生管理経費455万8,855円となっております。

2 項保健衛生費、1 目火葬衛生費は、4,622万5,046円で、内訳は斎場維持管理経費1,215万1,046円、斎場指定管理費2,967万4,000円、斎場施設補修費440万円となっております。

28ページ、29ページをご覧ください。

3 項清掃費であります、1 目ごみ焼却処理費は、2 億8,969万8,463円で、主な内訳はごみ焼却場維持管理経費 1 億5,947万6,265円、ごみ焼却場施設補修費5,750万8,000円、可燃ごみ収集経費7,221万9,798円となっております。

2 目粗大ごみ処理費は、3 億3,882万6,188円で、主な内訳は粗大ごみ処理場維持管理経費4,714万6,568円、粗大ごみ処理場施設補修費6,602万9,700円。

30ページ、31ページをご覧ください。

再資源化処理場維持管理経費9,191万9,663円、資源物収集経費9,310万7,566円となっております。

32ページ、33ページをご覧ください。

3 目し尿処理費は、31億3,461万3,166円で、主な内訳はし尿処理場維持管理経費7,636万7,707円、汚泥再生処理センター整備・運営事業費27億5,990万9,660円。

34ページ、35ページをご覧ください。

汚泥再生処理センター運営事業費2,063万4,288円、し尿収集経費 2 億7,735万9,216円となっております。

次に、5 款 1 項消防費であります、1 目消防本部費は、2 億4,316万8,736円で、主な内訳は職員給与費 1 億4,282万9,706円、消防本部防火衣整備経費1,097万1,400円。

36ページ、37ページをご覧ください。

通信指令業務経費4,960万7,332円、消防業務経費1,637万7,542円となっております。

40ページ、41ページをご覧ください。

2 目署所管理運営費は、10億4,049万8,356円で、主な内訳は職員給与費 9 億6,025万427円、総務管理経費久慈消防署分2,756万5,577円、消防業務経費久慈消防署分1,181万9,338円。

42ページ、43ページをご覧ください。

車両管理経費久慈消防署分1,202万5,925円となっております。

46ページ、47ページをご覧ください。

3 目消防施設整備費は、署所施設整備経費久慈消防署分で、393万5,333円となっております。

6 款 1 項公債費であります、1 目元金は、地方債元金償還金1,134万3,922円、2 目利子は、地方債利子償還金89万82円となっております。

7 款 1 項 1 目予備費であります、予備費からの充用はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳出、1款議会費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款総務費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 23ページに企画財務管理経費ってあって報酬、職員手当、共済費ってあるんですが、いわゆる連合における会計年度職員の人数ですね、現在何人になって、この決算でいうと何人になっているのか。会計年度職員制度についてはやってみてね、非常に問題もあるというふうに認識し始めているんですけど、昔の臨時職員のほうがずっといいような感じも実はあるんですけども、3年で大体は終わりだというふうなこともあるし、出世ということも考えられないしということなんで、やはりできるだけ臨時そして正職員の採用が必要だと思うんですが、現時点における会計年度職員の各課ごとでいいですけども、相対の人数でもいいんですが、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 会計年度の職員数ということでございますが、総務企画課に1名、衛生課に1名、あと今はいないんですけども、し尿処理場に令和3年度で5名、あと介護保険課に7名、合計で14名となっております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 介護保険課の7名の人たちの中では審査するところの事務方がいますが、その方々とも会計年度職員ですか。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） いわゆる調査員のことですけども、その方々も会計年度職員となっております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、質疑を許します。

6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 29ページのごみ焼却処理、1

目のところですが、各種測定委託料180万何がしなんです、この測定結果、大気汚染状況等について伺いたいと思います。

また、そのすぐ下に大気汚染賦課金ということでございますが、この中身についてお知らせ願います。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 各種測定状況ということでご質問がありました。

まずダイオキシンの測定につきましては、令和3年度基準値が5ナノグラムT E Qパーノルマルリユーベに対しまして、0.68と0.31ということで基準値内、あと焼却灰につきましては、基準値が3ナノグラムT E Qパーグラムに対しまして、1号炉につきましては0.094、2号炉につきましては0.00079ということで、こちらも基準値内ということになっております。

あと、ばいじんにつきましては、基準値はありますけれども、基準値が3ナノグラムT E Qパーグラムに対しまして8.1ということで、こちらのほうは基準値は超えておりますが、固化すればそちらのほうについては適用はしないということになっておりますので、こちらのほうも適正に処理になっているところであります。

あと、そのほかの測定の結果については毎月ホームページ等で公表してですね、適正になっているということでおりますので、そちらのほうご覧いただければと思います。

あと、大気汚染の賦課金ということのご質問でありますけれども、こちらにつきましては毎年独立行政法人環境衛生保全機構にその賦課金を納めているわけなんですけれども、こちらの対象になっているのはごみ焼却場の連合の施設であればごみ焼却場ということでばい煙を発生する施設であれば、そちらのほう基準を超えれば納めなければならないということで49万4,400円を納めているという状況でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 8番、下館岩吉君。

○8番（下館岩吉君） 27ページのこれは火葬場ですか、電気料の部分に対してお尋ねしたいんですが、794万6,000円という膨大な金額だと思うんですが、たしかあそこソーラー発電である程度というか、どれくらい賄っているのか、何%ぐらいが役に立っているのかお知らせ願います。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） そちらの何％ぐらい賄えているかどうかについてはちょっと調査をしておりませんので、今ちょっと資料ですね、取り寄せて答弁したいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 先ほどの答弁の中にあつた基準値を超えれば納めなければならないということは、その基準とはどれを指す、基準値以内のように先ほどは伺ったんですが。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 各種測定につきましては、排出基準というものがございまして、そちらのほうについては基準値内という形になりますけども、大気汚染の賦課金につきましては、ばい煙を発生している施設、そちらで施設であれば納めなければならないという基準がありますので、そちらのほうがそれ以上の排出をしているということで納めているものになっております。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） この基準というのは、恐らく超えれば人体に影響があるとか、そういうことのように受け止められますが、この基準値との差異ということですか、どれぐらいオーバーしてこの賦課金に該当したもののなかということについてはいかがですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 基準値というかですね、そちらのほうの焼却施設なんですけども、ごみを燃やした量によってそこの排出をしている二酸化炭素とかを排出をしているわけなんですけども、その燃やした量によってその金額が決まってくるということになりますので、幾らの基準値以上のものを排出しているかということではなくて、ごみの量に対しての賦課金になります。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） するとこの賦課金というのは、ごみの量によってまた変わってくるということでよろしいですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） はい、こちらのほうにつきましては、前年の1月から12月までの焼却したごみの量、そちらを基に翌年度に納める金額を算定、計算して納めるようなものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） この次の違う項目でもいいですか。同じ衛生課。

○議長（佐々木栄幸君） はい。

○6番（南一郎君） じゃあ31ページ。資源ごみ商品化委託料、それから資源ごみ中間処理委託料ということで7,000万ありますが、この2項目についての委託内容と委託先についてお知らせ願いたいです。

また、もう1件33ページのこれは12節脱水汚泥運搬リサイクル委託料と。その次に各種測定委託料、この委託内容についてお知らせ願います。この2点。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず再資源ごみの再商品化委託料につきましては、こちらのほうは先ほど歳入のほうでもご説明したとおり、容器包装リサイクル協会、そちらのほうに瓶とかあとはプラスチック製包装容器ですね、そちらのほうを委託をしているので、そちらのほうの委託金になります。また、そちらの下の資源ごみ中間処理委託料、こちらにつきましては、容器包装プラスチックのそちらのほうをベール化して、そちらの業者の先ほどの協会のほうにですね、渡してやるためにそちらのベール化をするための中間処理の委託料となっております。

あとは33ページの汚泥運搬リサイクル委託料、こちらにつきましては、し尿処理場で処理をしました脱水汚泥を堆肥化するために業者に運搬をして堆肥化をするための委託料でございます。

あと、し尿の各種測定委託料でございますけども、脱水汚泥の放射性物質の分析委託とあと放流水等についての分析の委託となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 放射性物質の委託料ということですが、結果についてはオーケーなんでしょうか。オーケーというか、結果は問題なかったということですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） こちらの放射性物質につきましては、し尿処理場もあとは焼却場のほうもそちらのほうも分析をしておりますけども、基準値以内となっております。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 31ページのほうなんですが、ごみ資源商品化委託料、または資源ごみ中間処理委託料、これは支出としてなっていますが、この資源ごみというのは販売もしているということですが、この相関関係というか、その辺についてちょっとお聞かせ願いたいですが。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まずはこちらの資源ごみの再商品化委託料でありますけれども、こちらについては委託費を払って処分をしてもらっているということで、収入のほうは令和3年度はございませんでした。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 先ほど、下館議員のほうから答弁を保留しておりました、斎場のソーラーのことでございますけれども、ソーラーの発電によって電気料が安くなっているというのではないそうです。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 8番、下館岩吉君。

○8番（下館岩吉君） そうすると、私、何回かあそこお邪魔させていただいて、楽しみながら掲示板を見ているんですが、ただいま発電量とか、ただいま電気料金とかっていうふうな話になりますけど、そのお金はどこへ行っちゃうんですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まずそちらのほうのソーラーのほうはついているんですが、発電をしてその施設内で使える分は使うということのようなんですけれども、まず販売についてはまずないということになります。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 8番、下館岩吉君。

○8番（下館岩吉君） ですから、幾ら発電して、電気代に対する何%の効果がありますかっていうのを私は最初に聞いたかったんです。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 申し訳ございません。では、再度資料のほうですね、取り寄せてご答弁したいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 3番、小野寺豊議員。

○3番（小野寺豊君） 29ページなんですが、斎場

の補修工事という、440万って計上されているんですが、これの工事項目の1件なのか、複数件なのか、それをお知らせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まずこちらの斎場の補修工事でございますけれども、斎場には3つの火葬炉がありますけれども、まずそちらのほうの3つの炉のバーナーコンバスターの交換とあと2号炉の主燃炉のれんがの全面補修等を行って、440万ということになっております。

○議長（佐々木栄幸君） 11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） 31ページですね、先ほども出てきたんですが、資源ごみと資源物と使い分けているみたいなんです、その辺を教えてください。資源物と資源ごみの使い分けなんですけど。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） こちらの資源物か資源ごみかというものの区分については特にこちらのほうで区分しているものではなく、まず分かりやすい表現ということで、それぞれ分けて使っているようなものでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 9番、小倉利之君。

○9番（小倉利之君） 先ほど来、環境のことも出てましたが、29ページの低濃度PCB収集運搬、これが13万2,000円なんですけれども、このPCBに関しては恐らく昭和49年頃の事故を機に30年間かけて国が全面的に処理をするということで、全国で5か所ぐらいの処理工場があって、この辺は東北、関東の一部ですけれども、北海道室蘭でやっているはずなんですけれども、この13万2,000円というのはどういった内容の金額なんでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まずこちらのPCBの処理料につきましては、久慈地区粗大ごみ処理場で発生しました第2キュービクル内の高圧トランス、そちらのほうに低濃度のPCBがあったということで、昨年度業者のほうに運搬と処理をお願いしまして、収集を行った業者が青森県八戸市のトーテツ資源株式会社、そちらのほうに運搬をして、処分が東京鉄鋼株式会社、こちらが青森県八戸市にある業者で処分しております。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 9番、小倉利之君。

**○9番（小倉利之君）** 恐らくPCB処理センターのほうからの業者さんも指定でなっているかと思うんですけども、ただ変圧器とかコンデンサーっていうのは多分ですね、今年の3月で終わって、安定器とか汚染物っていうのが来年の3月で締め切られると思うんですけども、その回収率っていうのは大体どの程度押さえていますか。恐らく東日本大震災で半分以上は流出したという話もあるんですけども、久慈広域管内ではどの程度の残留といえますか、回収率になっているのでしょうか、押さえていますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まずこちらのPCBの関係でございますけども、こちらは連合の廃棄物処理施設、そちらの補修をした際に発生したものということで、その広域管内にどのぐらいの残っているものがあるかというのについては存じていないところでございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 9番、小倉利之君。

**○9番（小倉利之君）** そうすると、2023年の、来年の3月で工場っていうか、そういう回収は国としては打ち切られるわけですけども、その後発生した汚染物に関してはどのような対応になるのでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まずはこちらの今、分かる範囲でお答えしますが、低濃度PCB、こちらのほうにつきましては法律で令和9年3月31までに処分することが決められているというふうに認識しているところでございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 答弁を保留して、質疑を打ち切ります。

5款消防費、質疑を許します。

1番、大上智君。

**○1番（大上智君）** 37ページから39ページにかけてですけども、1項1目17節の備品購入費の水難救助資機材購入費1,232万円についてでございます。令和3年度は消防本部でドライスーツ、防水ライト、救命胴衣等の購入をしているようですが、当消防本部においても消防法第36条の2の規定に基づく自治省令第22条、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に記されておりますが、第3条に定められている救助隊が水難救助隊、これは多分特別救助隊員ではないと

思うんですけども、水難救助隊としての警務活動をしているのでしょうか。

それから、沿岸部においては本年3月17日に本村においても発生した海難事故を例に取っても消防、海保、警察の救助隊の中においても最も身近にある消防隊が即対応、機動性があることから、器具装備の充実を図ることは必要不可欠なものでありますが、近年の温暖化による異常気象の頻発を考えますと、ますます水難救助の出動が多くなるものと考えられます。消防年報を見ますと、小型船舶操縦士は33名ほど取得済みのようですが、ここ何年かで徐々に備品購入を図っているようですが、今年度の予算を見ますと、ある程度の水難救助用資機材は配備されているものと理解してよろしいのでしょうか。

また、日々の訓練ご苦労さんでございますが、実際の救助実態における救助作業というか、救助活動の消防における守備範囲というか、どこまでやるものか伺います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 水難救助資機材についてご質問いただきました。

ご説明をいたします。この平成28年の台風10号水害、それから令和元年台風19号水害の教訓をもとにですね、令和3年に水難救助資機材を整備したところでございます。このゴムボートは従前からですね、久慈署に3艘、ほか各署所に1艘整備されていることから、計8艘ですね、整備されていることから、ボート1艘につきまして5名の配置が可能となるようにドライスーツ、救命胴衣等のですね、水難用資機材を8艘掛ける5名分、計40セットを令和3年に装備したところでございます。

これは海難用というわけではなくてですね、主に陸上での水害対策という目的でこれを装備しております。従前ですね、久慈消防は海を有しているものですから、海用のアクアラング等ですね、装備をして、そちらのほうの対応も考えた時期もありましたが、現状の装備品、それから訓練の必要性等ですね、考慮して、ボートで海には出ますが、アクアラングを装備しての海中の捜索とかですね、救助活動は現状では無理と判断しております。2次災害の防止のため、あるいは私どもの能力がそこまでないと今考えてですね、守備範囲は海面のみというふうに考えております。ですので、

箱眼鏡等使ってですね、水中の搜索はしますけども、潜りはしないという程度でとどめております。あとはそのほかは訓練につきましてはですね、海難の時期、それから台風の時期等ですね、見据えて訓練はしているところでございます。

そのほか、あとその海難事故に関してはですね、海保との連携、それから久慈警察署等とのですね、連携によりできる範囲の対応をしているという実情にございます。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 1番、大上智君。

**○1番（大上智君）** そうすれば、一応消防本部っていうか、消防本部において水難救助隊というのはある、普通の一般の業務としてある部隊というか人数が設定されて、その人数が水難救助隊というようなあれで兼務しているようなことですか。

それからと、一応3年度で1,232万円の資材購入しているわけですけども、ある程度今年度の予算見れば300万でしたっけか。ある程度もう面に関しては資機材的にはある程度はもう十分ということはないと思うんですけども、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** ご指摘のようにですね、兼務という形で水難救助の部隊を編成しております。

それから、令和3年度に資機材をある程度そろえたので、現状では現在の資機材で対応できる範囲で活動するという認識でございます。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 35ページですね、防火衣のところですか。1,097万という。これは貸与計画というんですか、貸与期間との整合性、それから整備内容について伺いたいと思います。

それから45ページの中段、救命士養成負担金のところですか。この418万2,000円っていう予算ですが、現在の署所に配置している救命士の状況とそれから養成計画というんですか、救命士の養成計画、配備計画についてお知らせ願います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 久慈消防次長。

**○消防次長（久慈一志君）** ご説明いたします。

令和元年度から3年計画で新基準となった防火衣を

整備したもので、令和3年度は47着を購入したものとなっております。令和元年44着、令和2年33着、計124着を購入しております。現場職員に対しての配備は完了しております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 救急救命士に関するご質問についてご説明をいたします。

令和3年度救急救命士の養成については2名の救命士を養成しております。

配置状況でございますが、救急車1台につき4名以上、基準では4名なんですが、4名以上の救命士を配置するという計画で配置しております。各署所に、分署であれば4名から5名、消防署には8名程度です。久慈消防署には8名程度。洋野消防署には6名の救命士を配置しております。

あと、計画でございますが、救急車8台ございます。それで、救急車1台につき救命士は4名の基準でございますので、計32名、ちなみにこの32名を維持できるようにですね、配備計画、第3次救急救命士養成計画という、令和8年度までの計画が今現在進行中ですが、年間1名から2名のですね、養成をして32名を維持できるようにですね、しております。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 11番、黒沼繁樹君。

**○11番（黒沼繁樹君）** ちょっとページ数、どこで質問するのか分からないんですが、救急搬送困難事例、事案っていうのがありますよね。あれは会計年度においては当広域ではあったのかというのと、それ以降もし、今年度はどうなのかっていうのを教えていただきたい。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 令和3年度につきましては、救急搬送困難事例はございません。このコロナの時期でございますが、テレビ報道にあるような明確な搬送困難事例というのはないんですが、久慈病院においてですね、救急車内にいたまま検査をしてほしいというようなことで、そのまま救急病院のほうに収容しないままですね、救急車の中で検査をして陽性あるいは陰性を確認した後に搬入するというようなことは何件かございます。

令和4年度においてですね、久慈病院において何件

かの重複して収容するというような案件がございました。1日に15件の救急が集中した時期がございました。そのときは搬送困難というか、病院のほうでちょっと受入れを待ってほしいというような案件はありました。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 先ほど救急救命士の件が出たんですけど、ちょっとこの主要な施策成果の説明書によればですね、総員が45名、実働37名というふうに書いてあります。今の説明だと、救急車1台で4名必要ということですが、この書類のとおりこういう数字でいいのか。そして先ほど今年度2名、この決算年度で2名養成したということになりますと、37名なって47名なのかっていうことを教えてください。

そして総員数とね、実働の差がどうして出てくるのか、結局幹部なって救急隊に入らない方々がいるというふうに理解していいのか、その辺も含めて教えてください。45名と37名は決算時における数字なのか、先ほどの2名がプラスになるのかどうかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 今議員からご指摘があったような、そのとおりなんです。総員45名というのは私も救命士なんです。私どものようにですね、もう幹部職員となって現場に出ていない者。ただし国家資格ですので、45名のとおりの国家資格として人数には加えております。ただし、実働していない救命士ということで、実際実働しているのは37名でございます。

ただし、その37名のうちには係長職の者もでございます。ですので、係長職は研修はして資格は維持しておりますが、実働救命士として数えてはおりますが、実際活動しているのは、係長も活動はするんですが、メインではないというような状況で救命士の運用をしております。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** そうしますと、今年度、令和3年度2名増やしたと。その中に37名の中に入っているのかということと、37名じゃ足りないけど、先ほど令和8年度までに増やしていくんだというんですが、その実働人数を幾らにしようと思っておりますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 救命士の試験は3月に行われまして、翌年度の4月と5月に試験結果が発表になります。ですので、この2名の養成はですね、37名には入っておりません。

もう一つですね、年度ごとに何名をどんどん養成していくのかということですが、先ほど申し上げましたとおり、最低でも32名は維持したいということで退職者あるいは役職者に上がる者等おりますので、年間1名から2名を毎年のように養成していくということでございます。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

6款公債費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

7款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、財産に関する調書の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 86ページ、87ページをご覧ください。

財産に関する調書について、ご説明申し上げます。

1 公有財産（1）土地及び建物（総括）からご説明をいたします。

この表の区分の縦の欄中、公用財産及び公共用財産が行政財産、宅地からその他の施設までが普通財産であります。

まず、土地であります。し尿処理場の用途廃止に伴い、財産の区分が行政財産から普通財産に変更となりますが、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高の合計は16万1,411平方メートルとなっております。

次に、建物であります。表の一番下の合計欄の右から2つ目の数字になりますけれども、木造及び非木造を合わせた延べ面積の決算年度中増減高の合計は、4,616平方メートルの増となっております。これは、汚泥再生処理センターの建築等によるものであり、決算年度末残高の合計は1万5,010平方メートルとなっております。

次に、88ページ、89ページをご覧ください。

2 物品は、取得価格が80万円以上の重要物品の決算年度中の増減高を表したものであります。



決算年度中において8点の増となり、決算年度末現在高は81点となっております。

最後に、3基金について、ご説明申し上げます。

(1) 介護給付費準備基金であります。4,969万4,000円を積立てし、決算年度末現在高は3億4,496万2,000円となっております。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

この際、歳出の4款で8番、下館岩吉君からの質疑について答弁を保留しておりましたので、その答弁を求めます。

中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 斎場のソーラーの発電でございますけれども、発電能力については10キロワット以上というものでございますけれども、それに対して斎場の使用料の何%になるかまではこちらのほうでも把握しておりませんでしたので、どのぐらいになるのかについては後でそこについては研究をしてですね、機会があるときにお知らせしたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 8番、下館岩吉君。

**○8番（下館岩吉君）** 斎場の取組がそれじゃおかしいんじゃないですかっていうのを申し上げたいです。だってああいうふうにモニターをつけているわけですよ。皆さん興味あるわけですよ。本日の発電料まで表示しているわけです。その日の今、電気料金1キロワットが何ぼするのか分かりませんですけども、そういったものは毎日の数字とか毎月の統計とかで簡単に出てくるはずなんですよ。そういったのをやっていないというのをもっとおかしいじゃないですか、税金使っているんだから。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まずこちらのモニターのほうには数字のほうは出るということなんです、その集計まで取れるようなシステムにはなっておりませんので、以前それを設置したときには目視でどのくらい発電なっているかということで記録を取っていたときもあるようですが、今そのシステム自体が故障しているということで、今その部分の数値は取っていないということのようなので、まずそちらの修理費のほうについても幾らかかるのかも調査しながらです

ね、対応していきたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論はなしと認めます。

これより採決いたします。

認定第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」について、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

この際、換気のため休憩いたします。再開は2時25分といたします。

午後2時18分 休憩

午後2時25分 再開

**○議長（佐々木栄幸君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

日程第6 認定第2号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第6、認定第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、説明を求めます。

田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 認定第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

56ページ、57ページをお開き願います。

科目ごとに収入済額でご説明を申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料であります。収入済額は13億916万340円、収納率は98.54%で、前年度比0.17ポイントの増となっております。

この内訳であります。1節現年度分特別徴収保険料は、12億591万8,900円となっております。

2節現年度分普通徴収保険料は、1億58万7,540円、収納率は92.83%で、前年度比0.03ポイントの減となっております。

3 節滞納繰越分普通徴収保険料は、265万3,900円、
収納率は18.56%で、前年度比3.72ポイントの増とな
っております。

なお、不納欠損額は602万1,770円となっております。

次に、2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督
促手数料であります。10万1,100円となっております。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護
給付費負担金は、介護保険法に基づく保険給付費に要
する費用の国の負担分であり、11億6,294万6,898円と
なっております。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、保険者間にお
ける介護保険の財政力格差を調整するため交付される
ものであり、5 億3,453万7,000円となっております。

2 目地域支援事業交付金は、介護予防事業費等の地
域支援事業に対する交付金で、1 億4,480万8,410円と
なっております。

58ページ、59ページをご覧ください。

3 目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改
修に対する補助金で、144万円となっております。

4 目介護保険災害臨時特例補助金は、新型コロナウ
イルス感染症の影響による介護保険料の減免に対する
補助金で、12万4,000円となっております。

5 目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支
援・重度化防止等に関する取組を支援する交付金で、
992万8,000円となっております。

6 目介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の介
護予防・健康づくり等に関する取組を支援する交付金
で、1,043万7,000円となっております。

次に、4 款1 項支払基金交付金は、介護保険給付及
び地域支援事業に要する費用の第2 号被保険者負担分
であり、18億3,569万4,145円となっております。

60ページ、61ページをご覧ください。

次に、5 款県支出金、1 項県負担金は、9 億8,141
万7,026円となっております。

2 項財政安定化基金支出金は、ありませんでした。

3 項県補助金、1 目低所得者利用対策交付金は、あ
りませんでした。

2 目地域支援事業交付金は、6,555万804円となっ
ております。

3 目介護保険サービス利用者負担額特例措置支援事
業費補助金は、226万5,000円となっております。

次に、6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子
及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利子であり、
1 万9,589円となっております。

62ページ、63ページをご覧ください。

次に、7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金は、10
億8,703万1,210円で、これは、各市町村からの負担金
のうち、保険給付費、地域支援事業費及び事務分を、
一般会計から特別会計へ繰り入れたものであります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金は、
518万円となっております。

次に、8 款1 項1 目繰越金は、令和2 年度からの繰
越金で、1 億3,880万2,486円となっております。

次に、9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、
1 目第1 号被保険者延滞金は、第1 号被保険者に係る
延滞金で、15万2,400円となっております。

2 項雑入、1 目第三者納付金は、99万5,194円。

64ページ、65ページをご覧ください。

2 目返納金は、ありませんでした。

3 目雑入は、生活保護受給者に係る要介護状態等の
審査判定委託料4 万6,415円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳入、1 款保険料、質疑
を許します。

6 番、南一郎君。

○6 番（南一郎君） 57ページの現年度分特別徴収
保険料のところで、これ三角印の141万8,000円、ここ
のところの還付未済額という表記になっていますが、
この説明をお願いしたいと思います。

もう一つですね、3 節滞納繰越分ということで、不
納欠損額六百何がし、それから収入済額が265万、収
入未済額が562万、この状況についてどのように受け
止めているのかと対策と見通しをお願いしたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） まずご質問にありま
した特別徴収分のマイナスの還付未済額の部分になり
ます。こちらは特別徴収で保険料がさっ引きになった
方がですね、もう引かれているんですけども、その
後お亡くなりになったりとかですね、その場合に実際
にはもう保険料のほうは引いてございますので、その
分の調定額のほうは減になるんですけども、その分
が収入なった状態になります。それでその部分が後で

また保険庁のほうにですね、お返しする、返還する形になるんですけれども、そこまで期間がかかるものですから、こちらが還付未済という形になってございます。

あとは滞納繰越分に係る不納欠損分、あと収入未済額、そちらの今後の対策というお話でございます。

こちらに関しましては、信田議員のご質問にもありました滞納のですね、整理の形なんですけれども、令和3年度からこれまでやっておりませんでした滞納処分、預金の差押えのほう行ってございます。それに含めまして、年に2回ないし3回のですね、催告書の送付あとは電話催告、本来であれば臨戸のほうも行っているんですけれども、最近はコロナ等々の状況がありますので、臨戸訪問のほうは行っておりませんけれども、そちらのほうのですね、滞納処分のほうは今後とも各関係市町村とですね、情報を密にしながら、情報を得ながらですね、さらなる滞納処分のほう進めて、もちろん生活困窮の方は生活困窮であれなんですけれども、所得があってその上で納めていない方々、財産があって納めてない方々、そちらに関しては滞納処分のほう実施して、さらなる滞納額の縮減のほうに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 今の不納欠損なんですけど、資料を見るとですね、生保関係で20万5,000円とか。生活困窮で316万。その他って226万1,000円ってあるんですが、このその他に分類される方々はどういうことなんですか。その他っていうのは全然見えてこないんですけど、いずれこれ見ると大変やむを得ない、亡くなったとか、居所不明とか、生保受給とかという形で資料見るとやむを得ない方々だなという感じを受けるんですけど、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） ご質問のございましたその他の事由でございます。

その他のところに分類される中身といたしましては、賦課に不服のあるもの、あと納付意識の低いもの、あと一時的付加のため納付できなかったもの、教育費の支出の多大なもの、出稼ぎ・二重生活による支出が増大なものといったしまして、こちらの項目に関しては市の税の部分での項目に準じている部分になります。そ

の中でも多いのは一応納税意識の低いもの、こちらのほうが多い形になってございます。こちらに関しましてはやはり資産のある方々、その上で納付されていない方々の部分が多いので、そちらに関しましては今後ですね、交渉のほう進めてまいりたいと思っております。

それと、あと生活保護受給者等々のお話もございました。もちろん低所得で生活困窮の方々もございます。そちらに関しましてはですね、負荷がかかっている部分、どうしてもそちらは否めないものでございますので、そちら相談等々ですね、進めてそれで生活の維持が困難だということであれば、福祉事務所等々にもですね、紹介するなり、事案のそちらの解消というところちょっと失礼なんですけれども、そちらの生活の改善ですね、維持ができるような方向を模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2 款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8 款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

9 款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 続きまして、歳出であります。

68ページ、69ページをお開き願います。

科目ごとに、支出済額でご説明申し上げます。

1 款介護総務費、1 項介護総務管理費、1 目一般管理費は、介護保険に係る一般管理経費で、4,050万2,951円となっております。

2 項徴収費は、収納事務に係る印刷経費等で、105万3,626円となっております。

3 項介護認定審査会費は、要介護、要支援の審査判定業務に係る経費で、5,301万2,547円となっております。

70ページ、71ページをご覧ください。

4 項趣旨普及費は、介護保険制度の周知、啓発に係る経費で、14万3,000円となっております。

次に、2 款保険給付費は、支出済額が65億1,962万8,589円で、前年度比1億5,012万9,987円、2.36%の増であります。

1 項介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5までの認定者に係る給付費で、58億5,699万5,223円となっており、1 目居宅介護サービス給付費から10 目特例居宅介護サービス計画給付費までとなります。

74ページ、75ページをご覧ください。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援1・2の認定者に係る給付費で、1 億1,644万466円となっており、1 目介護予防サービス給付費から8 目特例介護予防サービス計画給付費までとなっております。

76ページ、77ページをご覧ください。

3 項その他諸費は、岩手県国民健康保険団体連合会に支払う審査支払手数料で、491万220円となっております。

4 項高額介護サービス等費は、利用者の自己負担額について、所得状況に応じて、一定の上限額を超えた分を給付するものであり、1 億7,194万6,209円となっております。

5 項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の負担合計額について、所得状況に応じて、一定の上限額を超えた分を給付するものであり、1,563万8,352円となっております。

78ページ、79ページをご覧ください。

6 項特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等、低所得者に対する、食費・居住費の負担が限度額を超えた分を給付するものであり、3 億5,369万8,119円となっております。

7 項その他のサービス等費は、障害者ホームヘルプサービスを利用していた低所得者に係る負担軽減分の給付費であります。支出はありませんでした。

次に、3 款地域支援事業費は、総合事業のサービス給付費及び管内の市町村が設置している地域包括支援センターに対する事業の委託料等で、4 億2,871万8,099円。前年度比較、892万7,960円、2.13%の増であります。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業のサービス給付費等で、1 億9,007万8,044円となっております。

80ページ、81ページをご覧ください。

2 項一般介護予防事業費は、総合事業開始後の旧介護予防事業移行分の委託料で、6,048万1,338円となっております。

3 項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営費及び在宅医療・介護連携推進事業などの委託料で、1 億7,736万1,207円となっております。

4 項その他諸費は、岩手県国民健康保険団体連合会に支払う総合事業分の審査支払手数料で、79万7,510円となっております。

82ページ、83ページをご覧ください。

次に、4 款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金で、5,487万3,719円となっております。

次に、5 款諸支出金は、過年度分に係る、第1号被保険者への保険料還付金及び国・県支出金の前年度精算に係る返還金等で、2,112万9,902円となっております。

次に、6 款予備費であります。予備費からの充用はありませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳出、1 款介護総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2 款保険給付費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款地域支援事業費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 介護保険ちょっと複雑でね、このね、地域支援事業の推進ということで主要な成果を説明する資料で5ページからあるんですよ。これいわゆる要支援1・2の方々が対象となる市町村と委託契約をして進めている内容だというふうに伺っていますが、特に包括支援事業費1億6,400万、これは設置状況は久慈市が1、洋野町が2、野田村が1、普代村1ということで全部直営になっていまして、職員の状況がですね、この資料によれば久慈市が21人、洋野町が11人、野田村が3人、普代村5人ということになっております。予算書で見るとですね、多分これは包括支援事業費の委託料だと思うんですが、要は80ページのことではないかと思うんですけど、この資料で見ると久慈市が4,673万3,000円委託費、洋野町が3,323万7,000円、野田村が1,100万、普代村が900万、合計1億12万2,659円というふうになっておりますが、この予算は予算書でいうとどこでしょうか。お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 今、城内議員からご質問のありました地域支援の委託料でございますけれども、ページ数でいけば80ページ、81ページになります。3款3項1目の包括的支援事業、こちらの委託料、こちらになってございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 回数制限されてますが、ただね、金額が合わないんですよ、これね。相対的に地域支援推進事業自体は市町村との委託契約でやっているんだということでございます。ところが私どもはこの委託契約実際見たことないんですよ。だからぜひ今後市町村との委託の内容について、委託契約内容についてやっぱり資料としてですね、これ提示していただかないと委託の内容が分かりませんので、今回間に合わないにしてもいずれ次回までにはですね、市町村との地域支援事業について、これはアからですね、介護予防から一般予防事業から包括支援事業、それからエで任意事業というふうにこれはオまでありますね、その他諸費というのがありますから、この内容についてやっぱり分かるような委託契約内容について資料と

してですね、一緒に提示をしていただかないと見えてこないんですが、対応をお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 城内議員から今お話のございました、まず金額と合わない部分という話でございます。

先ほど申しました3款3項1目の1億6,400万何がしっていうのはですね、地域包括支援センター運営分とですね、あと社会保障充実分ということがございまして、その部分合わせれば1億6,400万何がしという形になってございます。

それとあと地域支援事業の保険者、広域連合と市町村との委託契約についてということでございます。

お話のありましたその部分に関しましては、次回までにはですね、分かりやすい資料のほう等何かそろえてですね、ご提示したいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） いずれお金の流れがですね、ちょっと見えてこなかったものですから、例えば先ほどのちょっと勉強した中でね、いわゆる介護保険事業については施設との関係ですが、結局各施設から国保連に請求あって、国保連から請求が来て、国保連に連合が払って、国保連から介護給付費が各施設に行くっていうふうになっているといったね、その辺の流れも分かるような状況がないとですね、決算書見たときにどうなっとなのやということになりますので、その辺の流れについても流れはこうですよというような資料があればいいし、それから先ほど委託契約について次回までには出したいという話も出てますので、議長ご配慮いただきますようお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 今、議長への要請ということでしたけれども、今、城内議員のほうからお話がありました介護保険給付のですね、お金の金銭的な流れにつきましても、そこを併せまして分かりやすい資料のほう何か調製してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款基金積立金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に討論であります、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

認定第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」については、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

~~~~~

## 日程第7 議案第1号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第7、議案第1号「令和4年度久慈広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。審議は歳入・歳出別に説明を受け、款ごとに質疑を行い、審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

なお、議案第2号に係る審議につきましても同様の審議方法といたしますので、ご了承願います。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。  
板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 議案第1号「令和4年度久慈広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金であります、前年度繰越金の市町村負担金への充当などによ

り、1目総務負担金は612万3,000円の減、2目介護保険負担金は4,936万5,000円の減、3目火葬負担金は305万6,000円の増、4目塵芥処理負担金は1,097万6,000円の減、5目し尿処理負担金は、3,355万8,000円の減、6目消防負担金は2,755万円の減、この項は合わせて1億2,451万6,000円の減額を計上いたしました。

なお、市町村ごとの負担金の増減であります、16ページをご覧ください。

市町村負担金賦課表の右下、比較の合計欄になります。

久慈市6,888万6,000円の減、洋野町3,597万8,000円の減、野田村1,081万円の減、普代村884万2,000円の減となっております。

それでは前に戻っていただきまして、10ページ、11ページをご覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金であります、低所得者保険料軽減負担金23万1,000円の増額を計上いたしました。

4款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金であります、低所得者保険料軽減負担金11万5,000円の増額を計上いたしました。

6款1項1目繰越金であります、前年度繰越金、9,425万6,000円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳入、1款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 次に、歳出であります、12ページ、13ページをご覧ください。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費であります。総務管理経費229万9,000円の増額を計上いたしました。

3 款民生費、1 項1 目介護保険費であります。職員給与費127万円の増、介護保険特別会計介護総務費繰出金911万円の減、介護保険特別会計介護給付費繰出金3,936万9,000円の減、介護保険特別会計低所得者保険料軽減繰出金55万8,000円の増、合わせて4,665万1,000円の減額を計上いたしました。

4 款衛生費であります。1 項衛生総務費、1 目衛生総務管理費は、職員給与費127万円の減額を計上いたしました。

2 項保健衛生費、1 目火葬衛生費は、斎場維持管理経費282万6,000円の増額を計上いたしました。

14ページ、15ページをご覧ください。

3 項清掃費、1 目ごみ焼却処理費は、ごみ焼却場維持管理経費717万8,000円の増額、2 目粗大ごみ処理費は、粗大ごみ処理場維持管理経費43万8,000円の増、最終処分場維持管理経費53万5,000円の増、合わせて97万3,000円の増額、この項は、合わせて815万1,000円の増額を計上いたしました。

5 款1 項消防費であります。1 目消防本部費は、職員被服貸与経費264万6,000円の増額、2 目署所管理運営費は、総務管理経費久慈消防署分208万5,000円の増額、この項は、合わせて473万1,000円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 歳出、2 款総務費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 説明の欄に報償費、弁護士報酬48万4,000円ってありますが、これは顧問弁護士料なのか、どういうことで弁護士の報酬が出たのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 当初予算で計上した弁護士費用は裁判で今年度の分は使い切ってしまったので、今後また裁判になる可能性もありますので、その分の経費として48万4,000円計上させていただきました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 裁判は東電の関係ですか、ちょっと。内容は。裁判についてはどういう裁判ですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 裁判の内容、具体的にはあんまりあれなんです。この方もう6 回裁判やってまして、ずっと介護保険の関係で連合が徴収するべきではないとかそういった内容になっておりまして、以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3 款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4 款衛生費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 4 款からずっとほかもそうですけど、電気料金がね、これぐらいの関係だと思うんですけども、電気料金が補正計上になったけど、今後ともね、この電気料金の補正計上はまた必要になってくるのかという気がするんですが、どういう予想を立てていますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 今回は衛生費の分の電気料でございますけども、こちらにつきましては今年度の4 月から7 月までの伸び率を前年支払った分に掛けて算出しております。その伸び率とすれば26% ぐらいということで、今それ以上に電気料のほうも上がっておりますので、今後足りなくなる部分についてはまた補正等をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5 款消防費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1 号「令和4 年度久慈広域連合一般会計補正予算（第1 号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。  
～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第8 議案第2号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第8、議案第2号「令和4年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。  
田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） それでは、議案第2号「令和4年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、介護職員等ベースアップ支援加算による現年度分介護給付費負担金577万6,000円の増額を計上。

2項国庫補助金であります、2目地域支援事業交付金は、ベースアップ加算による現年度分地域支援事業交付金22万9,000円の増、3目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修事業費補助金4万3,000円の増、この項、合わせて27万2,000円の増額を計上いたしました。

次に、4款1項支払基金交付金であります、1目介護給付費交付金は、現年度分介護給付費交付金1,271万2,000円の減、2目地域支援事業支援交付金は、現年度分地域支援事業支援交付金214万5,000円の減、この項、合わせて1,485万7,000円の減額を計上いたしました。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、ベースアップ加算による現年度分介護給付費負担金472万9,000円の増額を計上。

3項県補助金、2目地域支援事業交付金は、ベースアップ加算による現年度分地域支援事業交付金11万4,000円の増額を計上いたしました。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金であります、介護総務費繰入金911万円の減。

10ページ、11ページをご覧ください。

介護給付費繰入金3,936万9,000円の減、低所得者保

険料軽減繰入金55万8,000円の増、この項、合わせて4,792万1,000円の減額を計上。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、824万3,000円の増額を計上いたしました。

次に、8款1項1目繰越金は、前年度繰越金1億7,157万3,000円の増額を計上いたしました。

次に、9款諸収入、2項雑入、1目第三者納付金は、56万7,000円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳入、3款国庫支出金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 総括質疑のときに予告しましたが、このベースアップの分がこの1款、ここ3款ということですね、それから3款2項でもさらには5款の県支出金でも補助金でもあるわけですが、このベースアップの内容ですね、お聞かせください。何%っていうのか、金額でいうと幾らぐらいのことになるのかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） ベースアップ加算の内容についてでございます。

こちらに関しましては、今年の10月以降について令和4年度の介護報酬の改定を行いまして、介護職員の収入を3%、30万円と仮定しましたらその3%で9,000円相当ですね、を引き上げるための策を講じるということで、ベースアップ加算ということになりまして、介護給付費の加算というか上乗せというか、そのような形で給付する形になります。

それぞれいろいろな事業あるんですけども、そちらの内容につきましては、それぞれの事業に応じて国から示された率が設定されてございます。その率を合わせて、そしてそれぞれの事業所に介護の給付費として給付してやる形になります。こちらの給付に関しましては、事業所からの申請に基づいて給付するものとなっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 申請主義だと。事業者から申請がないってことですが、申請は100%出ているのでしょうか。事業者が申請しないと従業員の改善ができないということになってますが、その辺は各事業所



から100%出ているのか。

それから、地域支援事業交付金については、市町村との契約の中で出ていますよね。市町村との契約の中ですが、市町村からはそのベースアップについての申請は出ているのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** ただいまのご質問、申請に基づいてということで、全ての事業所から申請上がっているかというご質問でございます。

こちらに関しましては、いろんな事業所あるんですけども、まず施設数のほうで捉えている部分でご説明いたしますと、管内にですね、施設数とすれば約90ございます。そのうち届出がなされているのは72、大体率とすれば80%、2割部分に関しては申請が出されていない状況でございます。

あとは、まず給付のほうでございますけれども、こちらは先ほど申しましたけれども、基本的には保険の部分の給付費に算定される部分ではありますけれども、実際3款の地域支援事業の部分に関してもベースアップ加算によるということで介護予防生活支援サービス事業分としてそちらのほうは計上しているところでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 事業者のうち8割しか申請していないということになると、2割の事業所で働く人にはそのベースアップはですね、届かないということですね。そういった意味ではぜひ申請するよう指導するとかそしたら職員のベースアップはどうしても必要なんですですね、本当に低い賃金で働いている事実があるわけですから、この9,000円のアップって本当に少ないんですよ。もっともっと上げてやらないのに、しかも申請主義で2割は申請していないとなると、そこで働いている人は上がらないということになるわけです。

それから、市町村との関係でいうと、包括支援センターで働いている人たちが対象になるんじゃないかというふうに思うんですが、それはそのとおりでよろしいでしょうか。例えば久慈市は21人さっき言ったように洋野町が11人、野田村3人、普代村3人という、この方たちも今回のベースアップの対象になるというふうに捉えていいんでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 市の包括支援センターの部分が対象になるかというご質問でございます。そちらに関しましてはちょっと確認させていただきます。改めて答弁させていただきます。

失礼いたしました。市町村は対象とならないということでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 笹原事務局長。

**○事務局長（笹原賢二君）** 申請についてですね、事業所への勧奨ということだったんですが、こちらについてはですね、保険者として何ができるかですね、検討していきたいと思います。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5款県支出金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 今の答弁ね、市町村は対象にならないというけど、何でこの地域支援事業交付金、さっきベースアップ分って言ったけど、何で出ないんですか。だって県支出金の地域支援交付金でさっきベースアップ分って言いましたけど、これどこへ行っちゃうんですか、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 失礼いたしました。地域支援事業の市町村対象にならない部分ということでのご質問でございます。

地域支援事業、こちらのほうは市町村で行う事業とはなっておりますけれども、市町村からまたですね、市町村から事業所に対して行う事業等々ございますので、そちらを対象となってくるということでございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

7款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

8款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

9 款諸収入、質疑を許します。

6 番、南一郎君。

**○6 番（南一郎君）** 11 ページ、第三者納付金というところで56万7,000円ということなんですが、この中身についてお伺いしたいのですが。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** ただいまの第三者納付金に関する中身ということでの質問でございます。

こちらに関しましては、令和2年11月12日から令和3年5月12日分の対象となっているんですけども、中身とすればデイサービス送迎中のスリップ事故による第三者行為ということで、そちらの納付金になってございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** それでは、歳出についてご説明いたします。

12 ページ、13 ページをお開き願います。

歳出、1 款介護総務費、1 項介護総務管理費、1 目一般管理費は、介護保険総務事務費21万4,000円の増額を計上いたしました。

次に、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費でございますが、1 目居宅介護サービス給付費は、695万5,000円の増、3 目地域密着型介護サービス給付費は、1,120万9,000円の増、5 目施設介護サービス給付費は、1,377万5,000円の増、この項、合わせて3,193万9,000円の増額を計上。

2 項介護予防サービス等諸費でございますが、1 目介護予防サービス給付費は、20万4,000円の増、3 目地域密着型介護予防サービス給付費は、18万8,000円の増、この項、合わせて39万2,000円の増額を計上いたしました。

14 ページ、15 ページをご覧ください。

次に、3 款地域支援事業費、1 項1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、92万円の増額を計上いたしました。

次に、4 款1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金は、6,502万1,000円の増額を計上いたしました。

次に、5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、

2 目償還金は、前年度保険給付費負担金の精算返還金として、国庫支出金等過年度分返還金3,001万円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 歳出、1 款介護総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2 款介護給付費、質疑を許します。

14 番、城内仲悦君。

**○14 番（城内仲悦君）** 先ほど72施設からベースアップの要請が来ていると、申請が来ていると。このベースアップ部分というのはそうしますと、72施設で何人分ということになるのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 介護職員の人数ということで今ご質問ございました。72施設というより、まず全体でですね、うちで押さえている部分になるんですけども、約1,000人弱ですね。こちらちょっと実態調査、去年のですね、令和3年の4月1日時点での実態調査での職員になります、職員数なんですけれども、987名、全体でですね、という形で捉えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14 番、城内仲悦君。

**○14 番（城内仲悦君）** 申請する場合に恐らく申請書には人数も書いてくると思いますよ。人件費ですからね。だから何人分。だからこの人が何人分だっている形の申請をしていると思うんです。そうするとそれをトータルすると人数が出てくると思うんですが、そういう申請内容になってないのかどうか。

それからせっかくね、ベースアップするんだという施策をするんだけど、真面目な経営者もいるし、そうでない経営者もいるわけですよ。すると、そのベースアップ分がストレートに従業員に渡る、労働者に渡るという場合もあるし、そうでないということも考えられるわけです。そういった意味ではそういった追跡調査についてはですね、きちんとしてもらわないと、私はせっかくのこの施策も駄目だと思います。そういった追跡調査も今後きちんとしていただきたいんですが、そのことについてもお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 城内議員の今ご質問のございました申請に係る部分の人数ですね、申請書に係る人数なんですけれども、申請書に人数の記載等々はございません。

それと、実際その事業を行った後にですね、そちらの確認ということに関しましては、毎年ですね、実績報告を出さなければいけないことになってございます。そちらのほうでベースアップ加算を受けた、まずベースアップ加算として出た金額とあと前年度比較いたしまして、そちらのほうが人件費で合わせて増えているということ、あとはベースアップ加算という加算になった部分の3分の2以上は人件費のほうに振り向けられてることとされておりますので、そちらは実態調査で確認していくこととなっております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3款地域支援事業費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4款基金積立金、質疑を許します。

6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 補正前の金額2万5,000円ということですが、この6,500万何がしですが、補正根拠について伺います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 基金積立金の今年度分の増額の6,500万何がしの根拠ということでございます。こちらに関しましては、昨年度からの繰越金が1億7,000万何がし、繰越金あるんですけれども、その繰越金をそれぞれの給付費であるとかそれぞれに充当して残った部分をこちらの基金として積み立てる形になりますので、その繰越金の必要経費を差引いた分という形で理解していただければよろしいかと思います。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 結果として最終この決算でね、この補正後の決算で積立額は幾らになりますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** こちらで増額分として6,500万何がしの部分積み立てて、あと減額も補正がございましたその分見込みですけれども、4,285万

2,000円減額になりますので、トータルすると残高といたしましては3億6,715万6,136円、こちらが現在の見込み残高となっております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号「令和4年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉会

○議長（佐々木栄幸君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第11回久慈広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうも長い間ありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後3時26分 閉会

